

# 平成27年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成27年8月6日(木)

午前9時から

場所：町民会館第2会議室

## 1 開会

## 2 町長挨拶

## 3 議題

- 1) 『瑞穂町総合教育会議要綱』について (資料1)
- 2) 瑞穂町の教育について (資料2)
- 3) 瑞穂町教育大綱について (資料3)
- 4) その他

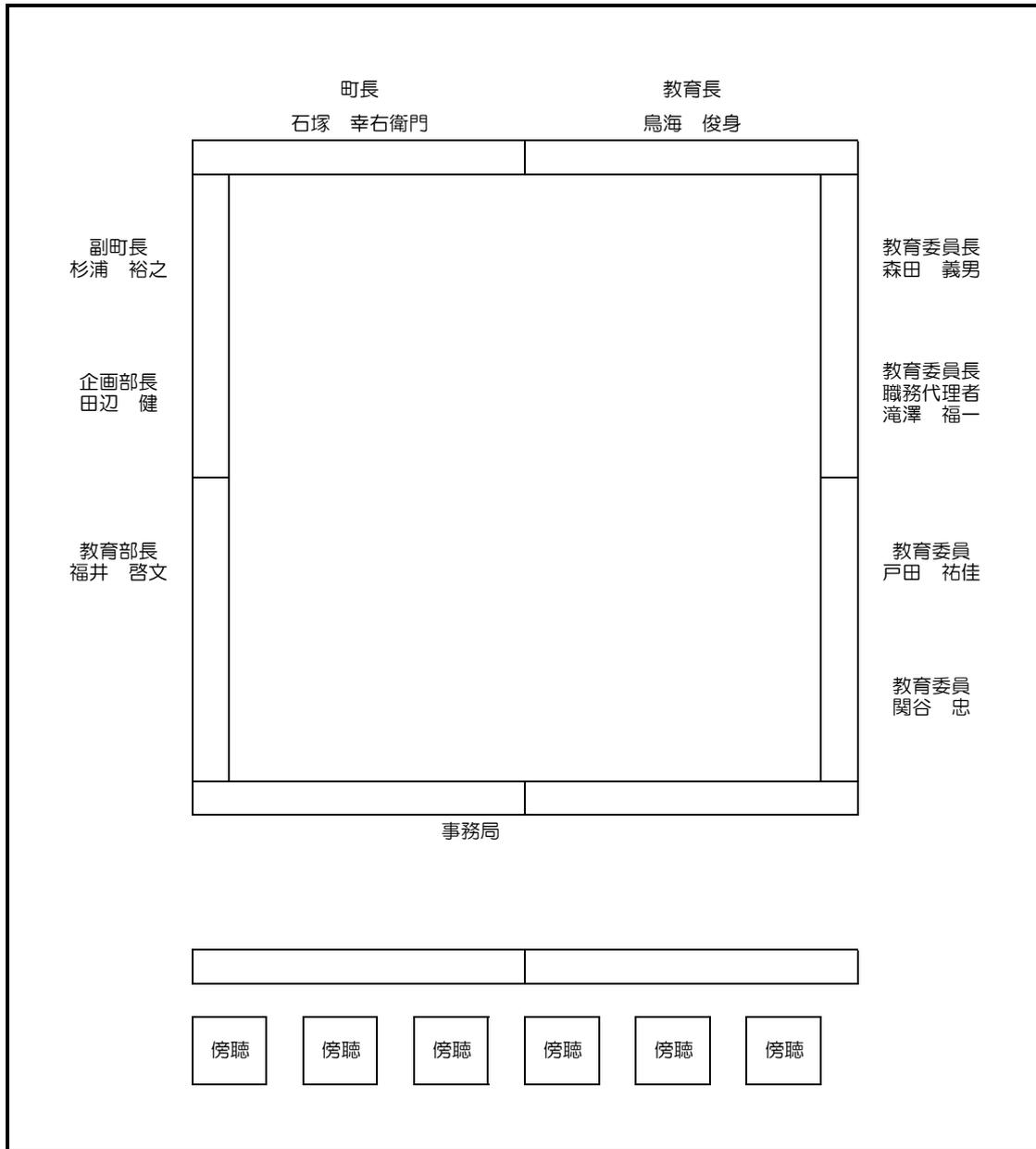
## 4 閉会

### 【机上配布資料】

- ・ 平成27年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第
- ・ 座席表 兼 参加者名簿
- ・ 資料1 瑞穂町総合教育会議要綱(案)
- ・ 資料2 瑞穂町の教育について
- ・ 資料3 瑞穂町教育大綱(案)
- ・ 参考資料1 第4次瑞穂町長期総合計画基本計画第二章抜粋
- ・ 参考資料2 教育目標・基本方針及び平成27年度主要施策
- ・ 参考資料3 第1次瑞穂町教育基本計画後期計画(学校教育)
- ・ 瑞穂町のいじめ防止対策について(A3)



平成27年度 第1回総合教育会議 席次





瑞穂町総合教育会議要綱（案）

（平成27年 月 日）  
（告示第 号）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 会議は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

（組織）

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、町長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

（副町長等の出席）

第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者の出席を求めることができる。

- （1）副町長
- （2）企画部長
- （3）教育部長

（会議の公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、又は会議の公正が害されるおそれがあると

認める場合その他公益上必要があると認める場合で、町長又は教育委員会の発議により出席構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 瑞穂町の教育について

## 1 町の将来都市像（長期総合計画）と教育目標

将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち  
潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

瑞穂町教育委員会は、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図り、そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

このような考え方に立って、「みらいに ずっと ほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期間：平成23年度～平成32年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進しています。

## 2 施設について

学校施設	耐震	校舎耐震補強	平成22年度	全校終了
		校庭芝生化	平成26年度までに4校	実施済
		水飲栓直結化	平成26年度までに3校	実施済
体育施設	耐震	中央体育館	平成26年度	耐震診断実施
			平成27年度	補強工事実施予定
		武道館	平成27年度	耐震診断実施予定
	新設	シクラメンスポーツ公園	(平成24年度完成)	
教育施設	耐震	図書館	平成26年度	耐震診断実施
	新設	郷土資料館 けやき館	(平成26年度完成)	

公共施設管理計画（ストックマネジメント）で今後の管理を町と協議中

### 3 施策（事業）について

高等学校等入学時奨励金

学習サポーターの配置

瑞穂町ステップアップ教室（小学校 補習授業）

瑞穂町フューチャースクール（中学校 補習授業）

STOP!!22 キャンペーン

漢字検定・英語検定受験

青少年国際交流事業

青少年の主張

駅伝競走大会

けやき館・耕心館 管理運営

読書講演会

## 瑞穂町教育大綱（案）

平成27年 月 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、瑞穂町の教育に関する大綱を次のとおり定める。

1 瑞穂町の教育に関する大綱は下記の計画をもって大綱とする。

1) 第4次瑞穂町長期総合計画基本計画（平成23年3月策定）中の次に掲げる施策

第二章 一人ひとりが輝くみずほ

第1節 豊かなところを育むまち

1 学校教育

2 青少年健全育成

第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

1 生涯学習

2 スポーツ・レクリエーション

3 文化・芸術

ただし、本計画の後期基本計画が策定された場合は、後期計画の該当部分も大綱に位置づける。

2) 第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）  
（平成27年3月策定）

2 大綱は各計画の計画期間の終了に合わせ改める。

別添参考資料 第4次瑞穂町長期総合計画基本計画第二章抜粋  
教育目標・基本方針及び平成27年度主要施策  
第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）



# II

## 施策の展開

### 第2章

### 一人ひとりが輝くみずほ

#### 第1節 豊かなところを育むまち

- 1 学校教育
- 2 青少年健全育成

#### 第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

- 1 生涯学習
- 2 スポーツ・レクリエーション
- 3 文化・芸術

## 第2章 一人ひとりが輝くみずほ

### 第1節 豊かなこころを育むまち

#### 1 学校教育

#### 現況と課題

平成20年に学習指導要領が改訂されましたが、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校への導入が予定されている新学習指導要領への対応が今後の課題となります。

このような教育改革と今日的な教育課題に対応するために、瑞穂町では教育基本計画を策定し、めざすべき学校教育の方向性と内容を明確に示すとともに、町民の理解と協力により町全体で小・中学校の教育活動に取り組んでいます。

児童・生徒の学力の定着に向け、学力調査の分析結果をふまえた授業改善をはかっていますが、教員の指導力の向上と子どもたちが理解しやすい授業の実施、\*学習サポーターなどの人的支援などが必要です。また、豊かな人間性を育むことも重要であり、多くの世代の人とふれあう機会を提供し、道徳心や感性を高めていく必要があります。

保護者や地域に信頼される学校づくりのためには、開かれた学校教育の推進、学校組織の充実、生活指導の強化が不可欠であるため、教員研修などの充実をはかるとともに、学校評価を適正に実施し、分析することが必要です。

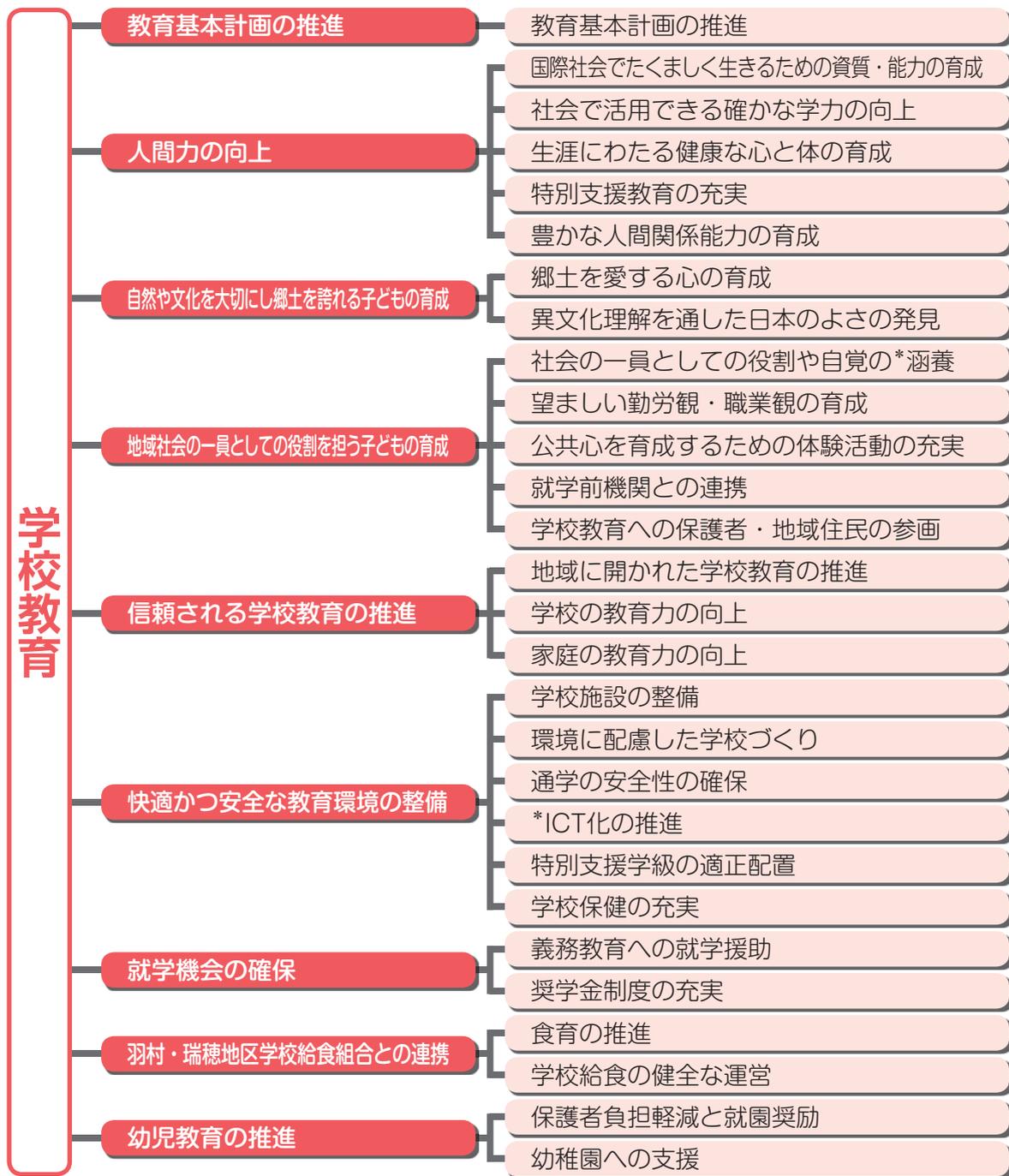
特別支援学級については、通学、通級する児童・生徒の安全性の確保や公共交通の利便性の向上に向けたサポートが必要です。また、不登校児童・生徒の解消をはかるため、基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成、家庭との連携などが重要であり、側面からの支援として教育相談や臨床心理士による相談活動、学校復帰に向けた\*適応指導教室の充実がもとめられています。

教育環境の整備については、安全かつ快適な環境で学習できるよう、小・中学校の耐震補強工事が完了しました。今後は、適切な維持管理に加え、ヒートアイランド対策、環境学習などの観点から校庭の芝生化に着手しますが、地域との協働による管理手法を研究しながらすすめていく必要があります。

学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対し食育の推進が重要です。また、食品に対する安全・安心志向や地産地消への期待に応える必要があります。

今日的な課題の1つに、小学校の入学時に、良好な人間関係を築くことができないことや、学習についていけないなどのさまざまな理由から、学校不適応を起こすことがあります。幼稚園や保育園などの就学前機関との連携をはかり、円滑に就学することができる仕組みを構築することが必要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
不登校児童出現率	0.57% (平成21年度)	0.47%	0.37%
不登校生徒出現率	4.60% (平成21年度)	4.10%	3.60%
校庭芝生化学校数	0校 (未実施)	5校	7校

施  
策

(1) 教育基本計画の推進

①教育基本計画の推進

教育基本計画にもとづき、その基本理念である「人と人とかかわり合って文化・教養をはぐくむまち みずほ」の実現につとめます。

(2) 人間力の向上

①国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成

子どもたちが国際社会で生きていくための人間性や知識、技能などのいわゆる「人間力」を育成するために、人権に対する正しい理解を育むとともに、規範意識の醸成や道徳性、感性および社会性の育成につとめます。

②社会で活用できる確かな学力の向上

子どもたちが自己の能力や特性についての理解を深め、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、生涯にわたって活用できる確かな学力の定着をはかります。

③生涯にわたる健康な心と体の育成

子どもたちが生涯にわたって心身ともに豊かに生きていくとともに、事故や災害から身を守ることができるよう、安全教育などのさまざまな教育活動を通して、心と体の健康の保持、増進を推進します。

④特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばせるよう、指導方法の工夫や\*個別指導計画書の作成など、\*校内委員会を中心に特別支援教育の充実をはかります。

⑤豊かな人間関係能力の育成

子どもたちが豊かな人間関係を築きながら社会で生きていくことができるよう、日本語を適切に使うことのできる能力とともに、さまざまな人々とのかかわりを通じたコミュニケーション能力の育成をはかります。さらに、言語や文化の異なる国の人々にも、自分の考えや思いを適切に伝えることができるよう、国際理解教育と外国語教育の推進をはかります。

### (3) 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成

#### ①郷土を愛する心の育成

子どもたちが町の伝統文化や歴史を理解するとともに、自然環境への知識を深めることを通じて、郷土を愛する心を培います。

#### ②異文化理解を通じた日本のよさの発見

子どもたちが、自分の住む地域や日本の伝統文化に対する学習や他国との文化交流などを通じて、地域や日本のよさを知り、気づき、そのすばらしさを実感するための教育活動を推進します。

### (4) 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成

#### ①社会の一員としての役割や自覚の\*涵養

日々の学習活動や学級活動、児童会や生徒会活動などの自治活動を通して、社会の一員としての自覚や所属する社会を愛する心の育成をはかります。

#### ②望ましい勤労観・職業観の育成

発達段階に応じたキャリア教育を通して、「生き方」や「自己の在り方」についての理解を深めるとともに、職場訪問や職場体験を通して勤労の意義や目的についての理解を深め、望ましい勤労観、職業観を育成します。

#### ③公共心を育成するための体験活動の充実

社会教育と連携し、奉仕・体験活動などを積極的に教育活動に取り入れ、相手を思いやる心や公共心の育成をはかります。

#### ④就学前機関との連携

小学校への円滑な就学ができるよう、幼稚園や保育園などの就学前機関と連携し、研修や啓発活動を推進します。

#### ⑤学校教育への保護者・地域住民の参画

学校に地域の教育力を取り入れるために保護者や地域住民が学校教育活動に積極的に参画できる仕組みを構築し、子どもたちの健全な育成につとめます。

(5) 信頼される学校教育の推進

①地域に開かれた学校教育の推進

家庭や地域に対して学校公開や学校行事への参加を促進するとともに、各種教育活動の成果と課題を学校だよりやホームページ、「みずほの教育」などを通してわかりやすく伝えます。

②学校の教育力の向上

子どもたちの人格の形成をはかるとともに、豊かな心を育み、確かな学力を身につけ、主体的に学ぶ姿勢を育成するため、校内研究や各種研修会への積極的な参加を奨励し、教員の指導力の向上をはかります。さらに、教育活動の成果の点検、改善に向けた学校評価の実施を通して、学校経営や授業の改善をはかり、保護者や地域の信託に応える学校教育を実施します。

③家庭の教育力の向上

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。



「みずほの教育」

## (6) 快適かつ安全な教育環境の整備

### ① 学校施設の整備

経年劣化に対応した計画的かつ適正な学校施設の維持管理につとめ、快適で安全な教育環境を創出します。

### ② 環境に配慮した学校づくり

学校と地域との協働による管理手法を研究しながら、校庭の芝生化をすすめるとともに、あわせて地域コミュニティの活性化にもつなげます。また、深夜電力を活用した個別空調機器への切り替えや太陽光発電システム導入の検討など、環境に配慮した学校づくりを推進します。

### ③ 通学の安全性の確保

子どもたちが安全に通学できるよう、学校、家庭、地域が一体となって、登下校時の安全性の向上をはかります。また、セーフティ教室や安全指導などの充実をはかり、危険予測能力や危険回避能力の向上につとめます。

### ④ \*ICT化の推進

情報化や国際化の進展に対応するため、学校の\*ICT環境の整備を推進し、児童・生徒の情報教育の充実をはかります。

### ⑤ 特別支援学級の適正配置

特別支援学級の設置については、学級の必要性や通学上の課題を考慮しながら対応します。また、障がいの状況に応じた学級や情緒障害等通級指導学級の開設を検討します。

### ⑥ 学校保健の充実

各小・中学校の\*学校保健委員会の充実をはかるとともに、学校保健を総括する機関として、町学校保健会の設立を検討します。

(7) 就学機会の確保

①義務教育への就学援助

国の教育援助制度の動向を見すえながら、義務教育学校への就学が経済的に困難な家庭に対する就学援助費の充実をはかります。

②奨学金制度の充実

国の教育援助制度の動向を見すえながら、高等学校等入学時奨学金の拡充を検討します。

(8) 羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携

①食育の推進

児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解を育むため、学校給食を通じた食育の推進をはかります。また、子どもたちが地元の農業や農産物に関心をもつことができるよう、学校給食における地産地消を推進します。

②学校給食の健全な運営

学校給食申込制度の普及徹底と給食費徴収率の向上をはかり、学校給食の健全な運営を支援します。

(9) 幼児教育の推進

①保護者負担軽減と就園奨励

私立幼稚園児保護者負担軽減補助事業と幼稚園就園奨励費補助事業を継続実施し、園児の就園促進と保護者の負担軽減をはかります。

②幼稚園への支援

幼稚園の教育環境の充実をはかるため、町内の私立幼稚園に対する支援につとめます。

私立幼稚園児保護者負担軽減補助金支給人数の推移

(人)

年度 \ 区分	3歳	4歳	5歳	合計
平成17年度	133	179	189	501
平成18年度	149	177	181	507
平成19年度	133	180	180	493
平成20年度	137	161	182	480
平成21年度	124	148	160	432

学級数・児童数・生徒数・教職員数の状況

(平成22年5月1日現在：クラス、人)

区分	学校	小学校					中学校				
		第一小	第二小	第三小	第四小	第五小	合計	瑞穂中	第二中	合計	
学級数	1学年	2	2	2	3	1	10	4	5	9	
	2学年	2	2	2	3	1	10	4	4	8	
	3学年	2	2	2	3	1	10	4	5	9	
	4学年	2	2	2	3	1	10				
	5学年	2	2	2	4	1	11				
	6学年	2	2	2	4	1	11				
	小計	12	12	12	20	6	62	12	14	26	
	特別支援学級	2	0	0	0	0	2	1	0	1	
	合計	14	12	12	20	6	64	13	14	27	
児童・生徒 在籍者数	1学年	男	34	19	28	47	19	147	77	93	170
		女	31	21	42	51	11	156	78	92	170
	計	65	40	70	98	30	303	155	185	340	
	2学年	男	37	30	35	56	21	179	69	78	147
		女	31	28	36	50	13	158	83	80	163
	計	68	58	71	106	34	337	152	158	310	
	3学年	男	41	34	38	63	11	187	78	84	162
		女	21	27	39	50	17	154	75	95	170
	計	62	61	77	113	28	341	153	179	332	
	4学年	男	39	39	39	56	16	189			
		女	32	24	28	55	10	149			
	計	71	63	67	111	26	338				
	5学年	男	36	23	26	70	17	172			
		女	38	23	33	58	22	174			
	計	74	46	59	128	39	346				
	6学年	男	34	29	30	65	15	173			
		女	35	36	39	63	18	191			
	計	69	65	69	128	33	364				
	小計	男	221	174	196	357	99	1,047	224	255	479
		女	188	159	217	327	91	982	236	267	503
	計	409	333	413	684	190	2,029	460	522	982	
特別支援学級	男	10	0	0	0	0	10	3	0	3	
	女	6	0	0	0	0	6	3	0	3	
計	16	0	0	0	0	16	6	0	6		
合計	男	231	174	196	357	99	1,057	227	255	482	
	女	194	159	217	327	91	988	239	267	506	
計	425	333	413	684	190	2,045	466	522	988		
教職員数		25	19	19	31	14	108	27	26	53	

※特別支援学級は固定学級



生活科の授業

## 第1節 豊かなこころを育むまち

### ② 青少年健全育成

#### 現況と課題

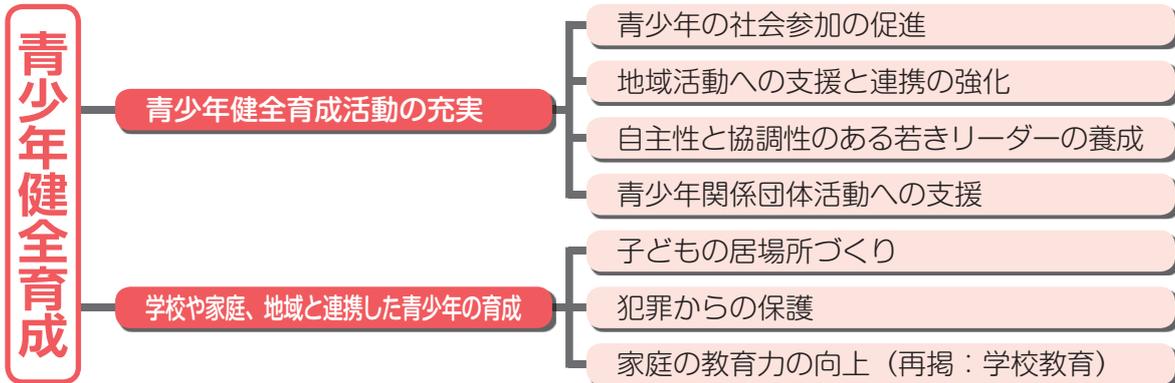
近年、町民のライフスタイルが多様化していることに伴い、家庭内環境やコミュニティが変化している中で、青少年一人ひとりの社会とのかかわりや世代間のふれあいが希薄になっています。また、そのような青少年の健全育成に必要な社会的条件が崩れてきていることが、地域の教育力の低下にもつながっているといわれています。

このような中、瑞穂町では青少年の健全育成に向け、リーダー宿泊研修会などを実施し、協調性や社会性を育み、自然体験やスポーツ体験などを通じてチャレンジする精神を学ぶことのできるよう社会教育の推進をはかっています。今後は地域の教育力の向上につとめ、青少年の思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むとともに、自ら考え、行動できる力を培っていくことが重要となります。学校、家庭、地域と連携し、青少年の社会参画をより一層促進する必要があります。

青少年を家族や地域全体で育む体制として、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会、子ども会連合会などを中心として、各地域で青少年の健全育成活動が展開されています。その一方で、青少年健全育成活動の趣旨が地域全体に周知されにくいという課題もあります。活動の意義と重要性を広くPRしながら、より多くの町民や関係機関の理解と協力により地域内のつながりを強めていく必要があります。

また、こどもフェスティバルなどを通じて、地域や異世代との交流や、スポーツ、伝統文化などさまざまなテーマの体験の場を提供しています。世代間のふれあい事業を青少年自らが企画および運営し、仲間とともに考え、実施し、達成感を喜びと感じられるよう、社会活動の中心として活躍できることが、青少年の健全育成に有効な方法として重要となってきます。あわせて、リーダーとして育つ芽や自覚をもち始めている青少年を発掘するとともに、青少年が率先して活動していけるよう、人材育成プログラムを構築し、その活躍の場や機会を提供していくことも必要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
青少年委員会活動参加者数	620人 (平成21年度)	670人	840人
放課後子ども教室開催数、参加者数	118回 3,084人 (平成21年度)	150回 3,900人	200回 5,200人



こどもフェスティバル

施  
策

## (1) 青少年健全育成活動の充実

## ① 青少年の社会参加の促進

こどもフェスティバル実行委員会をはじめ、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会などの関係機関と連携し、参加しやすく、参加したくなる、参加すべき社会活動プログラムづくりにつとめます。

## ② 地域活動への支援と連携の強化

地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開をめざし、青少年問題協議会の調整機能を活かして、家庭、学校、地域、関係機関の連携を強化するとともに、各地域における活動への支援の充実をはかり、効果的な事業展開を促進します。

## ③ 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

地域社会に対する自主性と協調性をもち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代や地域ごとに発掘、育成していきます。また、自然体験事業やスポーツ事業などを通じて、チャレンジ精神や社会奉仕の心を育みます。

## ④ 青少年関係団体活動への支援

子ども会連合会をはじめとする青少年活動団体が自主的に企画および運営する社会的活動や、他団体と連携した交流事業など、主体的な公益的活動に対し、積極的に支援していきます。

## (2) 学校や家庭、地域と連携した青少年の育成

### ①子どもの居場所づくり

子どもたちが安全で安心できる居場所として、また、異年齢交流と地域住民との交流の場として機能するよう、放課後子ども教室や子どもセンター事業の充実をはかります。また、児童館事業や学童保育クラブ事業と連携した子どもの居場所づくりと次世代育成支援につとめます。

### ②犯罪からの保護

青少年に有害な環境の排除につとめ、安全な地域社会の形成をめざすとともに、青少年を見守る地域住民との連携を強化し、問題行動の未然防止をはかります。

### ③家庭の教育力の向上（再掲：学校教育）

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。



放課後子ども教室

## 第2章 一人ひとりが輝くみずほ

### 第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

#### 1 生涯学習

#### 現況と課題

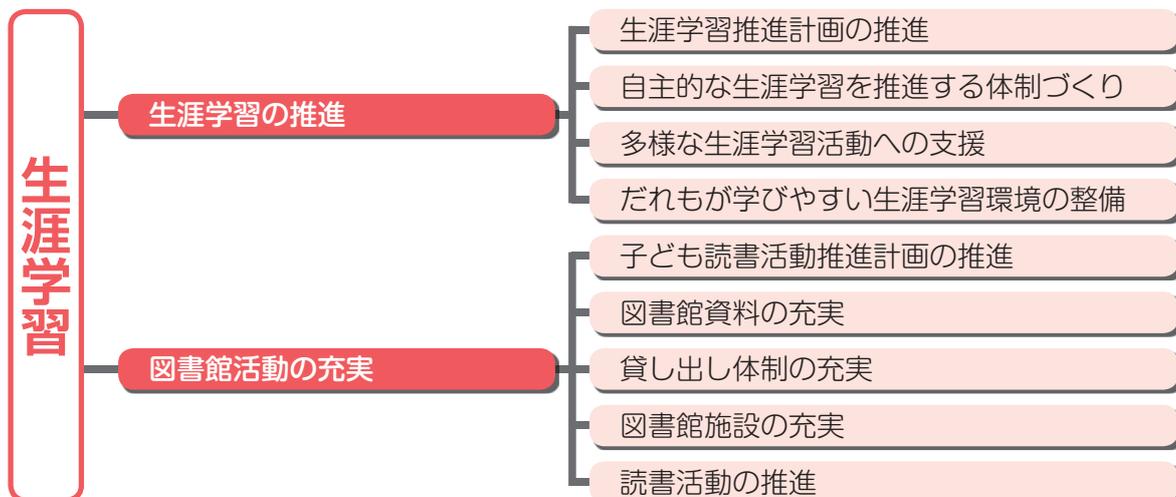
町民の趣味が多様化する中、町民によるさまざまな自主グループが形成され、生涯学習団体に登録し、主体的かつ継続的な学習活動を展開しています。教育委員会では、生涯学習に関する各種講座の実施、\*生涯学習まちづくり出前講座の開設など、町民の学習活動を支援するとともに、登録団体パンフレットの発行、\*総合人材リストの整備など、町民へ生涯学習に関する情報を提供してきました。さらに、より多くの町民が多様な知識と情報を得ながら、学習スキルを高め、仕事や活動、趣味などに活かせるよう、高齢者を対象とした音楽教室、成人を対象としたパソコン教室など、多くの学習機会を提供しています。また、町民同士の情報の交換やともに学ぶ機会を提供し、世代間や地域間の交流も促進しています。

平成18年の「教育基本法」の改正により、生涯学習の基本理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されました。このような中、生涯学習社会形成の必要性や重要性がますます高くなり、他の分野とのネットワーク形成を積極的にすすめ、あわせて地域社会の活性化をはかることがもとめられます。子どもから高齢者まで、だれもが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境の整備とその成果を活かすことのできる仕組みづくりが必要です。

学習環境の1つに図書館があります。蔵書検索システムの導入、木曜日の夜間開館、西多摩地域の図書館広域利用などの利用者の利便性の向上をはかるとともに、地域ボランティアと中学生ボランティアによる読み聞かせや、職員による乳幼児や小学生への読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しむきっかけづくりをすすめています。

現在、図書館、地域図書室ともに限られたスペースの有効活用をはかっていますが、開架および閉架書庫ともに余裕がない状況です。(仮称)長岡コミュニティセンター内に新たな図書室を整備するとともに、新図書館の整備について準備していく必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*出前講座事業開催数、参加者数	2回 52人 (平成21年度)	10回 250人	15回 375人
図書館（図書室）利用者数	38,861人 (平成21年度)	40,000人	60,000人

図書館・地域図書室利用者数の推移

(人)

年度	区分	図書館	地域図書室				合計	
			元禄山ふるさと思い出館	長岡	蔵書コミュニティセンター	殿ヶ谷		
平成17年度		22,644	4,094	6,543	9,312	571	20,520	43,164
平成18年度		21,263	3,121	6,413	9,209	1,089	19,832	41,095
平成19年度		20,395	2,162	5,735	9,773	726	18,396	38,791
平成20年度		21,234	1,911	6,795	9,426	1,331	19,463	40,697
平成21年度		21,319	1,593	5,618	9,381	950	17,542	38,861

施策

(1) 生涯学習の推進

①生涯学習推進計画の推進

生涯学習推進計画に示した個別施策の具体化をはかります。

②自主的な生涯学習を推進する体制づくり

生涯学習関係機関とのネットワークを形成し、町民を含めた生涯学習推進委員会を設置するなど、各団体の自主性および発意を尊重した生涯学習推進体制を構築します。

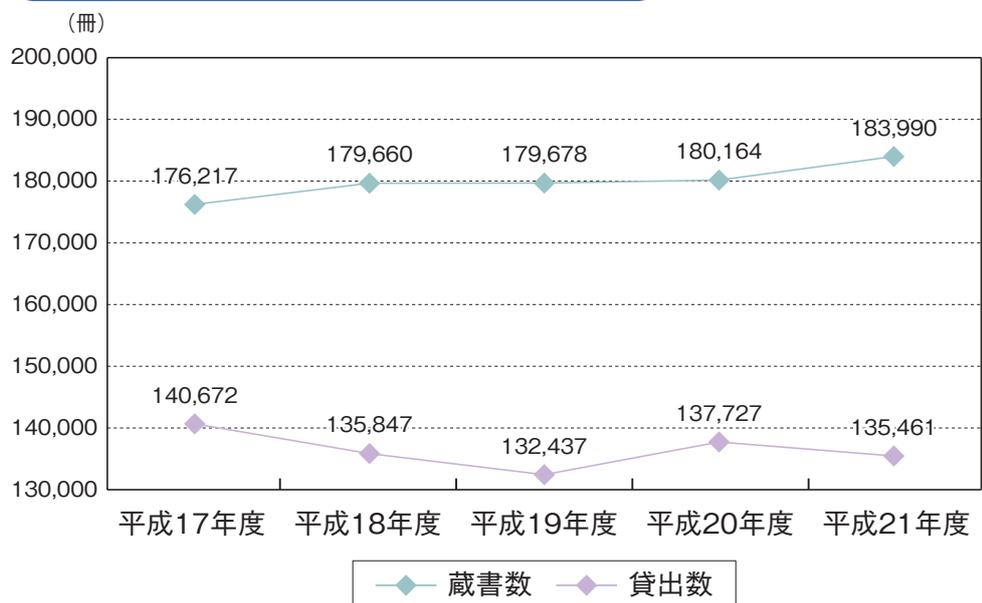
③多様な生涯学習活動への支援

幅広い年齢層の多くの町民や団体が生涯にわたって学習できるよう、多様化する町民ニーズに対応した各種講座や教室を、町民との協働によって実施していきます。また、わかりやすい生涯学習情報を提供するため、情報の一元化をはかるとともに、\*出前講座制度の充実をはかります。

④だれもが学びやすい生涯学習環境の整備

だれもが、いつでも、どこでも学習できることを基本に、活動の場および設備の充実をはかります。また、\*総合人材リスト登録者の活用および拡充につとめ、地域学習の指導者の確保をはかります。

図書館（地域図書室含む）蔵書数・貸出数の推移



## (2) 図書館活動の充実

### ① 子ども読書活動推進計画の推進

子ども読書活動推進計画にもとづき、小学校などの読書活動を支援するとともに、読書週間時の良書案内の配布や読み聞かせなどの充実をはかり、小・中学校などと連携しながら子どもたちの読書活動を推進します。

### ② 図書館資料の充実

幅広い年齢層の学習活動を促進するため、図書館利用者のニーズの把握と図書の利用頻度を勘案し、必要とされる図書を選択するとともに、図書館および地域図書室の需要量を考慮した配本を行うなど、図書館資料の充実をはかります。

### ③ 貸し出し体制の充実

都立図書館との協力体制と西多摩地域広域連携体制を強化するとともに、インターネットによる貸し出し予約システムの充実をはかり、利用者がより利用しやすい貸し出し体制の構築につとめます。

### ④ 図書館施設の充実

限られたスペースを最大限に活用し、資料配置の工夫をはかるとともに、図書館協議会と連携し、より効率的、効果的な施設運営に向けた開館時間の検討や指定管理者制度の導入の検討などを行います。

また、(仮称)長岡コミュニティセンター内に図書室を整備するとともに、箱根ヶ崎駅西地区へ役場連絡所機能を備えた新たな図書館の整備をすすめます。

### ⑤ 読書活動の推進

ボランティアによる「おはなしの会」や読書講演会など、読書活動の機会の拡充と内容の向上につとめます。

## 第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

### ② スポーツ・レクリエーション

#### 現況と課題

スポーツやレクリエーション活動は、体力の増強、健康の保持、増進に加え、精神的ストレスの発散、\*生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり、よい効果を与えてくれるものです。また、団体競技やグループでの活動は、地域コミュニティの活性化にもつながります。

瑞穂町では体育施設の適切な維持管理につとめながら、町民体育祭、総合体育大会、駅伝競走大会などのスポーツ事業を、\*NPOとなった瑞穂町体育協会との協働によって展開しています。町民の健康志向や余暇活動への関心の高まりに対し、老若男女、すべての町民にそれぞれの体力や目的にあったスポーツ・レクリエーション事業を提供するとともに、安全で快適に活動できるよう、利便性を備えた体育施設を計画的に整備していく必要があります。

平成25年に開催される\*東京国体に向け、町では少年男子のソフトボール競技の会場として、町営第2グラウンドと(仮称)長岡いこいの広場を整備していきます。前年に開催されるリハーサル大会を含め、瑞穂町を広くPRする機会としてとらえ、町全体で大会を盛り上げて、地域の活性化につなげていく必要があります。

体育協会の自立と\*総合型地域スポーツクラブの運営を支援するとともに、障がい者のレクリエーション参加、高齢者の健康や生きがいづくりなどに対応し、身近なコミュニティ施設などでだれもが気軽に運動ができる環境づくりにつとめ、健康スポーツ社会の形成をめざすことが重要です。

#### 施策体系



生活習慣病 生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾病群。

NPO Non Profit Organizationの略。特定非営利活動団体。

東京国体 平成25年に開催される国民体育大会。第13回全国障害者スポーツ大会とあわせ、愛称は「スポーツ祭東京2013」。

総合型地域スポーツクラブ 身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民によって主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。

数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*総合型地域スポーツクラブ会員数	0人 (未設置)	300人	500人
成人の週1回以上のスポーツ実施率	21% (平成20年調査)	35%	50%

施策

## (1) スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

### ① スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

スポーツ・レクリエーション振興計画にもとづき、その基本理念である「町民だれもが生涯を通じて身近な地域で、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や身体条件、興味、目的に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことができる健康スポーツ社会」の実現につとめます。

## (2) スポーツ活動の振興

### ① \*総合型地域スポーツクラブへの支援

日常的なスポーツやレクリエーション活動の場として、すべての町民が参加できる「\*総合型地域スポーツクラブ」の運営に必要な指導者やボランティアの育成、活動拠点の提供のほか、必要に応じて体育施設の管理運営を委託するなど、自立に向けた支援を行います。

### ② スポーツ・レクリエーション事業の充実

町民ニーズに沿った、町民だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を展開するとともに、その実施に必要な地域のスポーツ指導者の育成と支援を行います。

### ③ 健康づくりの促進

保健事業と連携した健康スポーツ教室などを開催し、多くの町民の健康づくりを促進します。

(3) **スポーツ施設の充実**

① スポーツ施設の適切な維持管理と計画的な改修

利用者が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、既存施設の適切な維持管理と計画的な改修につとめます。特に、中央体育館についてはスポーツ社会の拠点となるよう、建て替えをすすめます。

② コミュニティ施設等の有効活用

町民が気軽にスポーツに取り組むことができるよう、小・中学校の校庭や体育館、(仮称)長岡コミュニティセンターに整備される多目的ホールやトレーニング室などを有効活用します。

③ スポーツ施設の管理運営

使用料の適正化をはかるとともに、民間活力および指定管理者制度の導入について研究し、より効率的、効果的な施設運営につとめます。

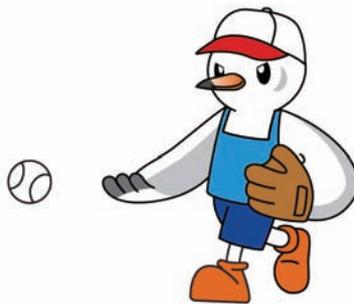
(4) **国民体育大会の開催**

① 大会の円滑な運営

平成25年に開催される\*東京国体の少年男子ソフトボール競技の会場整備をすすめるとともに、観光面や産業面と連携した大会の円滑な運営につとめます。

② 競技力向上対策の推進

本格的に競技力の向上をめざすスポーツ団体のネットワーク化、全国的レベルの競技スポーツをめざす近隣市町村の団体との連携をはかるとともに、競技力向上のための専門的な講習会の開催や全国レベル競技者への活動支援など、競技力向上対策を推進します。



スポーツ祭東京2013「ゆりーと」



駅伝競走大会



町民体育祭

## 第2節 一人ひとりが生涯輝けるまち

### 3 文化・芸術

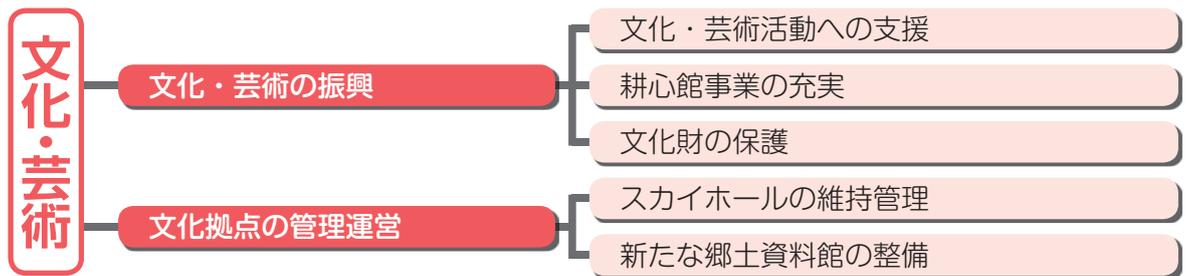
#### 現況と課題

文化は、人々のライフスタイルや考え方に深いかわりがあるもので、歴史や伝統行事から、音楽や絵画などの芸術活動まで広範囲にわたります。地域に根ざす文化の継承や個人の文化活動の発展は、町民の生活にやすらぎとゆとりをもたらす重要なものです。

文化活動の拠点として整備されたスカイホールは、町民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめ多くの文化事業に活用されています。また、文化・芸術に身近にふれることのできる空間を提供している耕心館は、多くの町民に利用されています。今後、さらなる文化・芸術の振興をはかるためには、文化団体が自主的に運営し、自発的な活動を展開していくことが重要となります。

瑞穂町の貴重な文化財を後世へ継承することも大切です。伝統芸能の後継者の育成や伝統文化活動資料の保存および継承に向け、文化財保護活動の普及をはかりながら、町民が郷土を愛する心を育むように啓発していくことが必要です。また、町の歴史を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するため、新たな郷土資料館を整備する必要があります。

#### 施策体系



#### 数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
耕心館主催事業・企画展来場者数	14,635人 (平成21年度)	16,721人	18,637人
郷土資料館来館者数	1,024人 (平成21年度)	3,000人	3,000人

## (1) 文化・芸術の振興

### ①文化・芸術活動への支援

町民の自主的な文化活動への支援、文化団体の育成および自立支援を行うとともに、団体間の交流を促進します。また、スカイホールを拠点として、音楽や演劇など優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、町民の文化活動や学習成果を発表する場を創出し、文化振興をはかります。

### ②耕心館事業の充実

施設のもつ、くつろぎとやすらぎを与えてくれる雰囲気を活かし、独特の落ち着いた空間でさまざまなジャンルのコンサートや展示会などを開催します。

### ③文化財の保護

子どもから高齢者までの多くの町民が、郷土史の理解と文化財保護の意識を高め、郷土に対する愛着をもつことができるよう、文化財の記録と保存につとめるとともに、その展示や講座の充実をはかります。

また、伝統芸能の保存や後継者の育成、指定文化財の保存、新たな文化財の調査および発掘につとめます。

## (2) 文化拠点の管理運営

### ①スカイホールの維持管理

スカイホールの大規模改修計画を作成して効率的な改修工事を行い、利用者の利便性の向上をはかるとともに、適切な維持管理につとめます。また、文化施設運営に関する民間のノウハウの活用を研究し、指定管理者制度によるスカイホールの運営を検討します。

### ②新たな郷土資料館の整備

隣接する耕心館と調和した施設となるよう、新たな郷土資料館の整備をすすめます。



耕心館



町指定文化財修復の見学会

瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針  
及び

平成27年度瑞穂町教育委員会主要施策

平成27年1月

瑞穂町教育委員会

# 瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成

将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち  
潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして



めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

人権尊重と社会貢献の精神の育成

確かな学力の育成と個性や創造力の伸長

安全な学校と信頼される教育の確立

生涯学習の推進と施設・環境の整備

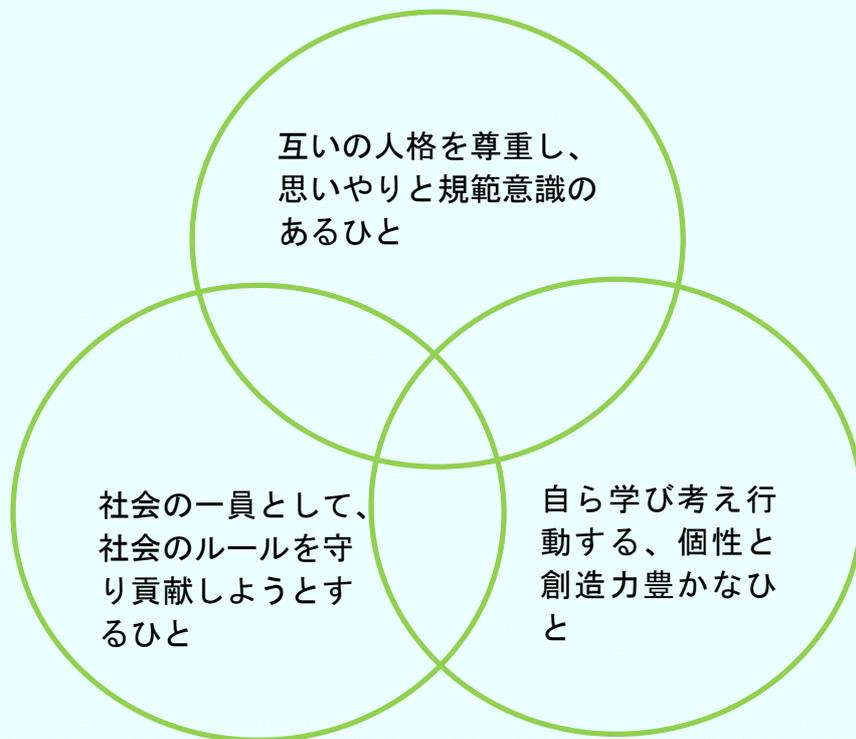
# 1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「みらいに ずっと ほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期間：平成23年度～平成32年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

## 2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進する。

### ～基本方針 1～

人権尊重と社会貢献の  
精神の育成

### ～基本方針 2～

確かな学力の育成と  
個性や創造力の伸長

### ～基本方針 3～

安全な学校と信頼  
される教育の確立

### ～基本方針 4～

生涯学習の推進と  
施設・環境の整備

### 3 瑞穂町教育委員会の基本方針と平成27年度主要施策

#### ～ 基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成 ～

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

##### 【主要施策】

- 1 人権教育の推進 《指導課・社会教育課》
- 2 体験活動の推進 《指導課・社会教育課》
- 3 道徳教育の充実 《指導課》
- 4 教育相談の充実 《指導課》
- 5 登校支援対策の推進 《指導課》

#### ～ 基本方針2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 ～

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

##### 【主要施策】

- 1 児童・生徒の健康の保持増進 《教育課》
- 2 小学校補習教室や中学校土曜講座の推進 《指導課》
- 3 学力向上に向けた学校教育の充実 《指導課》
- 4 特別支援教育の充実 《指導課》
- 5 読書活動の推進 《指導課》
- 6 鑑賞教室・音楽会の推進 《指導課》
- 7 日本の伝統文化と国際理解教育の推進 《指導課》
- 8 学校の読書活動の支援 《図書館》

#### ～ 基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立 ～

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開すること

が求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

### 【主要施策】

- 1 防犯カメラによる通学路等の安全推進 《教育課》
- 2 校庭芝生化事業の推進 《教育課》
- 3 安全教育の推進 《教育課・指導課》
- 4 除湿温度保持機能復旧事業の推進 《教育課》
- 5 水飲栓直結化事業の推進 《教育課》
- 6 学校施設の適切な維持管理の推進 《教育課》
- 7 教育委員会の広報広聴活動の充実 《教育課》
- 8 奨学金制度の推進 《教育課》
- 9 幼稚園への園児の就園促進及び保護者負担軽減支援 《教育課》
- 10 保護者・地域に開かれた学校教育の推進 《指導課》
- 11 学校開放（校庭・体育館）の推進 《社会教育課》

## ～ 基本方針 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備 ～

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

### 【主要施策】

- 1 生涯学習の推進 《社会教育課》
- 2 子どもの居場所づくり等・青少年の健全育成 《社会教育課》
- 3 豊かな文化の創造と交流機会の提供 《社会教育課》
- 4 スポーツ・レクリエーション振興・推進の実施 《社会教育課》
- 5 社会教育施設・図書館等の整備 《社会教育課・図書館》
- 6 子ども読書活動推進計画の推進 《図書館》
- 7 読書講演会の開催 《図書館》
- 8 図書館サービスの充実 《図書館》
- 9 埋蔵文化財包蔵地開発指導及び文化財保護の普及・啓発 《図書館》

10 郷土に関する事業の実施 《図書館》

11 郷土資料館及び耕心館の管理・運営事業 《図書館》



# 第1次瑞穂町教育基本計画

後期計画（平成27年度～31年度）

人と人が かかわり合って

文化・教養をはぐくむまち みずほ

平成27年3月

瑞穂町教育委員会指導課指導係

# 教育基本計画の策定によせて

瑞穂町教育委員会教育長 鳥海 俊身

平成20年3月に告示された学習指導要領には、「生きる力」の育成、言語能力の向上、小・中学校の連携、さらには小学校での外国語活動の新設などが示されました。これを受けて、瑞穂町教育委員会では、平成22年3月に瑞穂町教育基本計画を策定しました。

この基本計画では、瑞穂町の教育目標である、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成を目指し、向こう10年間の瑞穂町が目指す学校教育の内容や方向性を示しています。

そして、この5年間は教育基本計画に沿って各施策を実施してきました。まだまだ不十分な面はありますが、確実に成果は出てきていると実感しています。特に学力面では、国や都の水準には達していませんが、確実に成果が出てきています。今後も課題解決に向けて、一步一步前進したいと考えています。

しかし、今年度は教育基本計画策定から5年目を迎えたこともあり、教育環境や社会情勢等の変化も考慮し、内容の一部見直しを図りました。

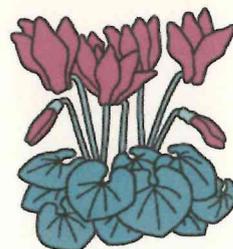
今後は現行の学習指導要領も改訂が行われる予定です。改訂のスケジュールでは、中央教育審議会等の審議を経て、平成32年度には新学習指導要領が全面実施される見込みです。今回の改訂では、国際的に活躍できる人材の育成を目指した英語教育の充実、道徳の教科化、高校日本史の必修化などが検討課題になっています。

さて、今回の瑞穂町教育計画の改訂では、前述したとおり学習指導要領の改訂もないことから、町として、さらに推進強化を図る事業を追記したほか、文言の整理を行いました。

学校教育に求められるものは、今後もますます多様化することが予想されます。社会情勢の変化やニーズに常に敏感な感性を持ち、保護者や地域住民の期待に応えられるよう、瑞穂町の教職員が一丸となって教育活動を推進していきます。保護者や地域の方々におかれましても、教育基本計画の趣旨や内容をご理解いただき、学校教育へのご理解とご協力をお願いいたします。

# 目 次

第Ⅰ章 瑞穂町教育基本計画策定についての考え方 .....	1
1 瑞穂町教育委員会教育目標 .....	1
2 瑞穂町教育基本計画策定の目的 .....	2
3 瑞穂町の特徴 .....	2
4 瑞穂町教育委員会が目指す子ども像 .....	3
5 瑞穂町教育基本計画策定の方針 .....	4
6 瑞穂町の子どもたちに身に付けさせたい資質・能力、並びにこれからの 教育に期待すること .....	5
7 瑞穂町教育基本計画の内容 .....	6
8 瑞穂町教育基本計画体系図 .....	9
第Ⅱ章 瑞穂町教育基本計画の内容と方向性 .....	10
1 人間力の向上 .....	10
2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成 .....	18
3 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成 .....	19
4 信頼される学校教育の構築 .....	24
第Ⅲ章 瑞穂町教育基本計画の具体的な施策 .....	28
1 人間力の向上を図る教育活動の展開 .....	28
2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもを育成する教育活動の展開 .....	33
3 地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成する教育活動の展開 .....	34
4 信頼される学校教育の展開 .....	38
資料	
○ 瑞穂町教育基本計画策定経過 .....	42
○ 第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（素案）に関する パブリックコメントの実施について .....	43



# 第 I 章 瑞穂町教育基本計画策定についての考え方

## 1 瑞穂町教育委員会教育目標

### 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性や感性、並びに道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと

○社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを旨とする。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「みらいに ずっと ほこれるまち」の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

## 2 瑞穂町教育基本計画策定の目的

瑞穂町教育委員会では、瑞穂町の長期総合計画に従って、小・中学校の教育内容の充実と教育環境の整備に努めてきました。

国の教育改革については、平成18年12月に教育基本法が改正され、平成19年6月には、教育三法の一部改正が行われました。さらに、平成20年3月には、学習指導要領の改訂が行われ、改正教育基本法のもと、新しい時代にふさわしい教育の在り方、進め方が明確化されました。

平成20年告示の学習指導要領には、「生きる力」の育成を引き続き実践するために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、生涯にわたる健康な体づくりが示されています。特に、確かな学力の定着については、言語活動を重視することが明確化されるとともに、教科の時数も増加しています。また、今回の改訂では、小学校に外国語活動が新設されたことも重要なポイントと言えます。

さらに、生きる力の育成とともに、特別支援教育、食育、子どもの居場所づくり、地域社会との連携、家庭の教育力の向上、生涯学習体系への環境整備等の新たな課題への対応なども、今後取り組むべき重要な課題となっています。

このような教育改革の推進と今日的な教育課題等の対応と充実に向け、瑞穂町教育委員会では、これからの瑞穂町が目指す学校教育の方向性や内容を明確に示し、町民の理解と協力のもとに、町全体で小・中学校の教育活動に取り組んでいく必要があると判断しました。

そこで、瑞穂町教育委員会では、学習指導要領の改訂に併せて、今後10年間の瑞穂町が目指す小・中学校の教育内容と方向性を示すために、平成20年4月に瑞穂町教育基本計画検討委員会を発足させ、2年間をかけて瑞穂町教育基本計画を策定しました。

なお、ここまでの計画の達成状況と社会情勢等の変化を鑑み、この度、計画の一部見直しを図りました。

## 3 瑞穂町の特徴

瑞穂町は、武蔵村山市、羽村市、福生市、青梅市、埼玉県入間市、所沢市に隣接する人口約3万3千人の町です。

### (1) 町の自然

瑞穂町は空気も澄み、風が心地よく吹く町です。町には、狭山丘陵をはじめとした自然環境が多く残ります。

狭山丘陵には、サクラをはじめクヌギやコナラを中心とした雑木林が広がり、ホタルやオオタカなど多くの昆虫や野鳥が生息します。春にはウグイスの音が

丘陵を渡ります。また、狭山池、ジュンサイ池など水辺の環境も整い、残堀川には親水エリアやポケットパークが作られており、営業ブロックではカワセミが生息しています。

## (2) 町の産業・文化

町の農産物の代表的な物には、狭山茶とシクラメンがあります。瑞穂町のお茶の栽培は、江戸時代の後期頃から始まり、現在に至っています。また、シクラメンの栽培は、9軒の農家が行っており、毎年美しい花を咲かせ、都内でも有名になり多くの人に鑑賞されています。他にも、東京だるまや村山大島紬などが、瑞穂町を代表する伝統工芸品として引き継がれています。一方、文化的には、箱根ケ崎獅子舞、重松囃子などが地域に引き継がれています。これらは、7月に実施される各地区の夏祭りや11月に実施される町の産業まつりなどで、披露されています。

## 4 瑞穂町教育委員会が目指す子ども像

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かな子どもの育成を目指します。

### 瑞穂町教育目標より

子どもたちが、知性や感性、並びに道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと

○社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。

教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

今回の教育基本計画の策定に向けては、子どもたちに分かりやすく「みずほっ子目標」を示しました。「みずほ」にかけて、3つの目標、つまり学校教育期間で目指す人間像、身に付けさせたい資質・能力を分かりやすく示しました。

さらに、キャッチフレーズとして「人と人とが かかわり合って 文化・教養をはぐくむまち みずほ」としました。

## みずほっ子目標

み

みずから学び 考えるひと

知

ず

ずすんで社会とかかわる 心豊かなひと

徳

ほ

ほがらか 明るく 元気なひと

体

人と人が かかわり合って 文化・教養をはぐくむまち みずほ

## 5 瑞穂町教育基本計画策定の方針

町では、長期総合計画に基づいて、様々な施策が実施されています。教育委員会も、長期総合計画に基づいて、町立小・中学校の教育内容・教育環境の充実に向けた施策を展開しています。

今回の教育基本計画の策定に向けては、教育目標の具現化を図るために、町の自然・文化、長期総合計画はもとより、企画課、福祉課、地域課、社会教育課等が実施している各施策等との関連も図りながら策定していくことが重要と考え、下記のとおり策定方針を示しました。

### (1) 瑞穂町教育委員会教育目標の具現化を図る

子どもたちが、知性や感性、並びに道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと

○社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。

①人権尊重

②確かな学力の育成

③豊かな心の育成

④社会性の育成（規範意識、道徳性、人間関係）

⑤健康な体の育成

⑥個性の伸長

⑦家庭との連携

⑧信頼される学校

⑨安全・安心な学校

⑩開かれた学校

など

### (2) 瑞穂町の自然、伝統・文化、地域的な特徴を取り入れる

①自然との共生

②環境保護

③伝統・文化の継承

④国際理解教育の推進

### (3) 瑞穂町長期総合計画「みらいに ずっと ほこれるまち」との関連を図る

一人ひとりが輝くみずほ

○豊かなこころを育むまち

○一人ひとりが生涯輝けるまち

(4) 地域コミュニティの一員としての人材育成の視点を入れる（瑞穂町コミュニティ振興計画との関連）

- ①地域に貢献する人材の育成
- ②学校・家庭・地域との連携
- ③勤労観・職業観の育成

(5) 瑞穂町地域保健福祉計画や瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画などの考え方を取り入れる

- ①心と体の健康づくり
- ②生涯にわたり健康に過ごすための知識・技能の習得と体力づくり

6 瑞穂町の子どもたちに身に付けさせたい資質・能力、並びにこれからの教育に期待すること

- 1 学力向上
  - 基礎・基本の定着
  - 実際の生活場面で活用できる知識・技能の習得
- 2 心の教育の充実
  - 人権教育の充実
  - 道徳教育の充実
  - 読書活動の充実
  - 体験活動の充実
  - キャリア教育の充実
  - 問題解決能力の育成
  - 自己判断力の育成
  - 規範意識の醸成
  - 自己実現を図るための知識・技能の習得
  - 社会性を育成する環境づくり
  - 自己有用感の育成に向けた教育活動の充実
- 3 人とかかわる力を育てる教育活動の実現
- 4 家庭教育の充実
  - 学校と家庭の連携
  - 地域と家庭の連携
- 5 安全・安心な学校づくり
  - 安全な学校施設、通学路の確保
  - 子どもの見守り活動の充実
- 6 瑞穂の伝統・文化の継承
  - 町の伝統・文化の理解
  - 日本人としてのアイデンティティーの確立と日本の伝統・文化の理解
- 7 就学前機関における家庭支援
  - 幼稚園・保育園と学校の連携
  - 家庭教育の充実
- 8 家庭の教育力の向上
- 9 小・中学生の居場所づくり
- 10 迅速・効率的・効果的な行政システムの確立
  - 子どもをサポートするための人と人を繋ぐシステムの確立
- 11 魅力ある町づくりと人材育成
- 12 開かれた学校と保護者・地域の参画

## 7 瑞穂町教育基本計画の内容

教育委員会では、これからの教育の方向性はもとより、瑞穂町の幼児・児童・生徒や小・中学校等の課題、並びに瑞穂町の子どもや教育に対する地域住民等の期待に応えて、瑞穂町教育基本計画の内容を4つの視点から展開し、具体的な行動計画を示しました。

### (1) 人間力の向上

これからの学校教育には、21世紀を力強く生きていくことのできる人間を育成するために必要な資質・能力としての人間力を、育成することが求められています。

人間力戦略研究会報告書では、人間力を「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義しています。その要素として、「知的能力的要素」「社会・対人関係力的要素」「自己制御的要素」の3つの要素を示しています。そしてこれらの要素を総合的に、バランスよく高めていくことが、人間力を高めることとなり、さらに、それらを発揮する活動場面として、「職業生活面」「市民生活面」「文化生活面」に分類されると述べています。

21世紀を生きる子どもたちには、国際社会の一員として生きるための確かな知識・理解、自己実現に向けた健康な体、社会の一員として役割を担うための社会性、人とのかかわり合いの中で心豊かに生きていくためのコミュニケーション能力、つまり人間力を身に付ける必要があります。

瑞穂町では、子どもたちが、日本から世界という大きな舞台で生きていくための知識、健康な体、社会性、人間関係能力を身に付けさせる教育活動を推進します。そして、「社会の中で活用できる学力」「豊かな人間性」「適切に人とかかわる力」としての、「人間力」の育成を図る教育活動を展開します。

### (2) 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成

国際社会の一員として生きていく子どもたちには、広く他の国の文化を理解することも大変重要です。しかし、他国の文化を知り、理解するためには、まずは、自国の文化を理解し、伝えることができる資質・能力が必要です。

さらに、自国の文化を理解し他の人に伝えるためには、自分の住む町の歴史・文化についての理解を深め、他国や他地区の人に誇りをもって伝えられる資質・能力も重要です。

瑞穂町の子どもたちには、郷土の文化についての理解を深め大切にしている活動を通して、郷土に誇りを持ち、郷土から広い世界に羽ばたいていける資質・能

力や、豊かな感性を身に付けさせる教育活動を推進します。さらに、国際理解教育や他国の文化等への理解を図る教育活動、並びに自国の文化理解を推進します。また、瑞穂町の自然環境の保全はもとより、地球環境の保全にも積極的に取り組む態度を育成します。

### **(3) 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成**

現在の日本社会は、核家族化が進むとともに、人々が世代を超えて互いにかかわり合い、学び合いながら、地域社会を構成してきた「地域コミュニティ」が減少しつつあります。子どもは、家庭という社会の中で育ちながら、近所の人や友達とのかかわりを通して、地域の一員としての在り方を学んでいきます。そして、学校もまた、社会を構成する基盤である家庭・地域とともにあります。

子どもは、地域で育ち、地域社会の中で、生活を続けます。従って、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を確実に実践していかななくては、次の世代を担う子どもを育成することはできません。

学校では、学習活動を通して、社会性の基本である授業規律や規範意識の育成、並びに社会とかかわる活動、さらに、集団における所属意識と役割についての理解を図る指導を行います。また、家庭においては、家庭での手伝い等を通して、家族の一員としての役割を教えることが大切です。そして、親子のかかわりを通して、子どもが自分を家族にとってかけがえのない存在であることを認識し、愛情をもって育てられているということを実感することが最も大切です。さらに地域では、日常のかかわりや地域行事などを通して、子どもたちに、地域社会の一員としての在り方を教え伝えていくことが重要です。

これからの社会においては、これまで以上に学校・家庭・地域が協力して、子どもを育てるための取り組みが求められています。

瑞穂町では、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たすことを通して、地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成に取り組めます。

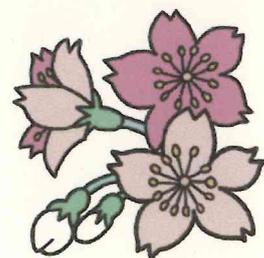
### **(4) 信頼される学校教育の構築**

学校は、子どもの「人格の形成」を目標に教育活動を実施しています。しかし、教育活動は、学校だけでは成り立ちません。最も大切なことは、保護者に、学校の教育活動や指導内容についての理解を通して、教育活動への協力を得ること、つまり家庭教育の充実です。そのことが、学校で指導した内容の定着や社会の中での実践力としての資質・能力の形成に繋がります。

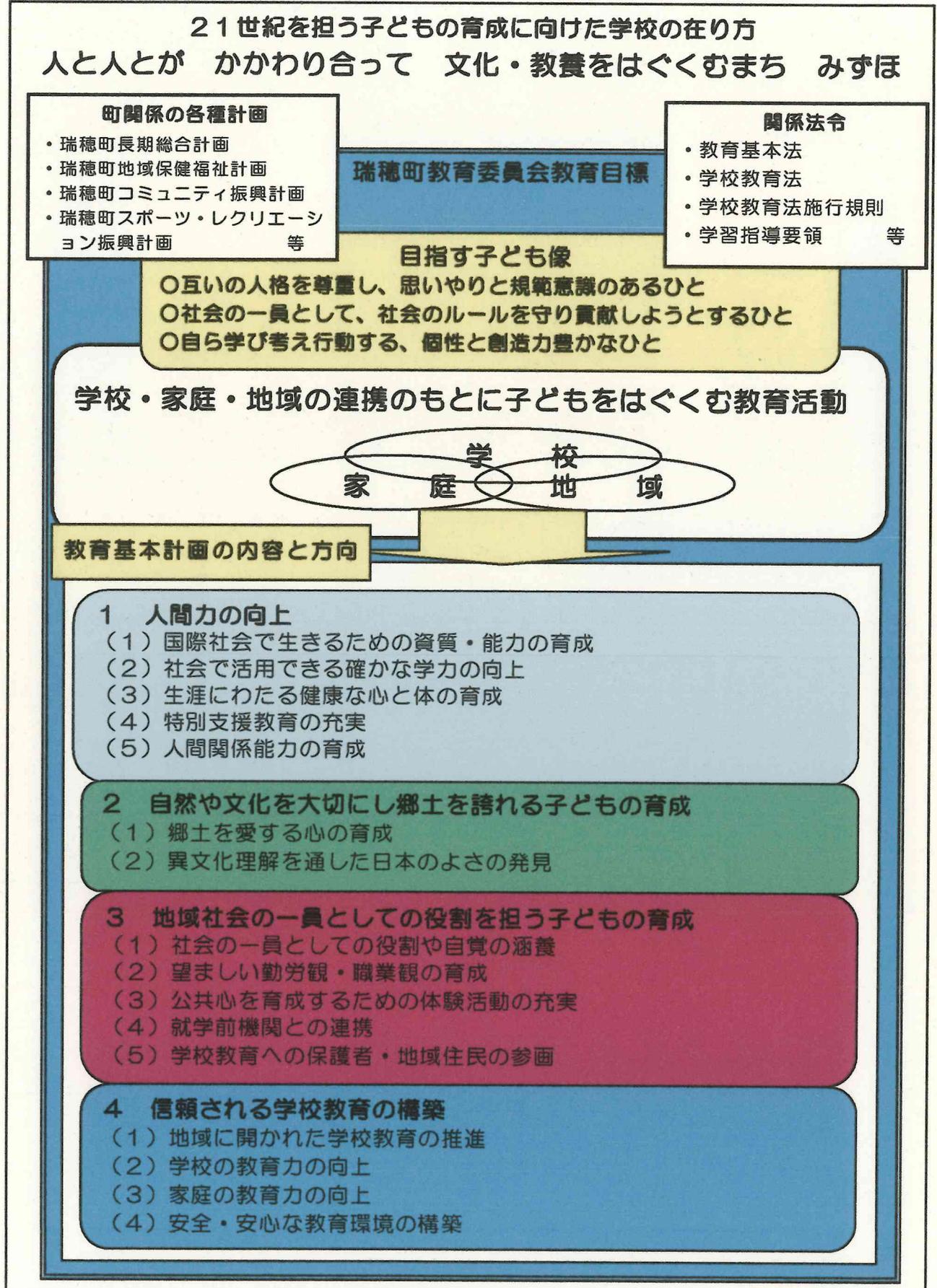
学校が、家庭や地域に信頼され、ともに連携・協力を図りながら教育活動を進めていくためには、教員の資質・能力の向上を図り、質の高い授業を実施することが重要です。授業や教育活動を公開することを通して、分かりやすい教

育活動を推進し、学校教育に対する理解を図ります。

さらに、校舎の耐震化や施設設備の改善等を図るなど、教育環境等の整備・充実に取り組みます。



## 8 瑞穂町教育基本計画体系図



## 第Ⅱ章 瑞穂町教育基本計画の内容と方向性

4つの視点ごとに、取り組むべき内容についての基本的な考え方や今後の方向性等について示しました。

### 1 人間力の向上

#### (1) 国際社会で生きるための資質・能力の育成

##### 人権教育の充実

国際社会の中で生きていくための力を身に付けるには、他国や自国の文化や歴史的背景を理解するとともに、性差や社会的な状況で苦しんでいる人々に対する差別や偏見等を払拭することのできる態度の育成が求められています。

特に、小・中学生においては、「互いを尊重する心」「思いやりの心」「丁寧な言葉遣い」などを中心に指導を行うことが重要です。さらに、誹謗・中傷やいじめを無くすための指導を通して、「みんなが気持ちよく生活できる学校づくり」を目指すことが必要です。

瑞穂町では、発達段階に応じた指導計画に基づき、全教育活動を通して、人権に対する正しい知識・理解をはぐくみ、人権問題などの課題にかかわる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進します。

##### 道徳性の育成

21世紀を担う子どもたちを育成するためには、国際社会の一員として「よりよく生きる」ための在り方や、生き方における価値の自覚を深める必要があります。

そのためには、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を、家庭・学校・地域社会における実際の生活に生かすことが重要です。豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努めることのできる態度の育成が必要です。さらに、他国の文化を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために、その基盤としての道徳性を養うことが求められています。学校では、道徳教育を通して、子どもが自己の生き方についての考えを深めるために、家庭や地域社会との連携を図ることが大切です。また、様々な体験活動等を通して、子どもの内面に根ざした道徳性を養うことが必要です。そのためには、道徳の時間はもとよ

り、全教育活動による道徳教育を通して、価値の自覚を深める教育活動が重要です。

瑞穂町では、道徳の時間の充実に向け、日々の指導はもとより道徳授業の公開等を通して、質の高い授業を実践するための工夫に努めます。家庭・地域が一体となり、町全体で子どもの基本的な生活習慣の確立を図ることや社会生活上のきまりを身に付けること、並びに善悪の判断や思いやりの心を身に付けた人を育てる教育活動を推進します。

### 情操教育の充実

多様な歴史や文化を培ってきた社会において、美しいものや崇高なもの、音楽や芸術等に感動する心を育成することは、豊かな生き方や人生観をはぐくむうえで大変重要です。特に、IT機器等の発達により、疑似体験が可能な現状においては、美しいものや崇高なものに実際に触れ、素直に感動する体験が、より一層求められています。

各家庭においても、幼児期からの豊かな心の育成に向け、美しいものに感動する心や感性を育てるために、体験や会話を通して情操をはぐくむための取り組みが必要です。

瑞穂町では、情操教育の充実に向け、豊かな心は体験と言葉で育つことを家庭にも伝え、家庭における教育の重要性を啓発します。また、学校においても、日々の言語活動や各教科並びに学校行事等における鑑賞・表現などの体験活動の充実を通して、豊かな感性の育成に努めます。

## (2) 社会で活用できる確かな学力の向上

### 学力・学習状況調査の結果分析と公表

瑞穂町教育委員会では、学力向上には瑞穂町全体の力を結集する必要があり、学力の現状や課題を保護者や地域住民に周知することが大切であると考えています。そこで、文部科学省により小学校6年生と中学校3年生に実施されている全国学力・学習状況調査の結果を平成26年度より公表します。公表にあたっては、詳しい分析を行い、学力向上に向けた対応策もあわせて示します。これを基に児童・生徒の実態に応じた教育を充実させます。

なお、学力調査の結果は、あくまでも学力の一部の側面です。目先の数値にこだわった指導になったり、数値だけが独り歩きしないように十分に配慮していきます。

## 基礎・基本の定着

将来、社会で自分の夢や希望を実現するためには、読む・書く・話す・計算するなどの基本的な知識・技能の習得が必要不可欠です。

平成20年告示の学習指導要領の目指す「生きる力」の育成に向け、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」をはぐくむ教育活動を展開し、確かな学力の定着を図ることが、学校教育に求められています。

そのためには、確かな学力の定着に向け、学習指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得（いわゆる習得型の教育）と自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探求型の教育）の間に、知識・技能を活用する過程を位置づけた教育活動を推進する必要があります。

瑞穂町では、各教科における充実した言語活動を取り入れた授業を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に問題を解決しようとする態度と知識・技能等を確実に身に付けさせる教育活動を推進します。

## 個性の伸長を図る教育の充実

確かな学力の定着を図り、社会で活用できる学力を育成するためには、身に付けた知識・技能を実際の生活の場面で、活用する力を育成することが必要です。そのことが社会の中で、自分の個性や能力を発揮し、自信をもって生きていくことに繋がります。

そのためには、各教科の指導はもとより、芸術や運動などにおいて自己のよさに気付き伸ばすことを通して、子どもの自尊感情の育成を図ります。そのためには、算数・数学や英語などにおける少人数指導を通して、児童・生徒の習熟の定着状況等に応じた指導形態等の工夫を図り、児童・生徒が学習活動に意欲と自信をもてる取り組みの充実を図ることなどが大切です。

瑞穂町では、指導法工夫改善における少人数指導による学習活動の充実や、様々な教育活動を通して、児童・生徒の個性の伸長を図り、自己のよさを学校や社会の中で発揮できる子どもの育成を図ります。

## 言語能力の向上

母国語である国語を正しく話し、読み、書く力の育成については、これまでも指導の重点としてきました。

平成20年告示の学習指導要領では、「全教育活動を通じた言語活動の充実を図

る」ことが示され、各教科で指導する内容が具体的に示されています。

言語能力の向上に向け、読む力を育成するためには、国語の授業の充実はもとより、各教科においても教科書を音読することや、読書を積極的に取り入れることが重要です。さらに、読書週間の活用はもとより朝読書や読み聞かせ等を積極的に取り入れ、活字に慣れることや長文を読む力、想像力等の育成に努めることも必要です。

また、書く力の育成を図るためには、短文や長文等の作文指導に積極的に取り組むとともに、文章を書くことを通して推敲する力の育成や論理的思考力の育成を図ります。

瑞穂町では、公費で全教室に児童・生徒用の国語辞書を配置し、日々の教育活動に、国語辞典を取り入れています。辞書を引くことの習慣化や漢字検定等の実施を通して、発達段階に応じた言語活動を意図的・計画的に実施し、読む力・書く力・話す力・表現する力の向上を図ります。

#### 保育園・幼稚園等と小学校の連携及び小学校と中学校との連携

今日的な教育課題の一つに、小学校1年生や中学校1年生の新入学時に、人間関係がうまく作れないことや学習不振などの様々な理由から、学校不適應を起こすことがあります。

学校不適應を改善するためには、就学前機関と学校が連携を図り、子どもたちの豊かな人間性の育成や基礎学力の定着を図ることが大切です。小学校では、各学年での学習内容を確実に身に付けさせ、中学校へ繋げていくことが重要です。また、中学校では、小学校の学習指導要領や教科書の内容についての理解に基づき、小学校の発達段階に応じた学びのプロセスや指導方法等を生かした指導が必要です。

瑞穂町では、これらの課題を改善するために、中学校区ごとの連絡会を実施します。研修会や授業参観・協議会などを通して、小・中学校が連携した指導を展開し、年齢や発達段階に応じて身に付けさせるべき内容を確実に身に付けさせる取り組みを推進します。さらに、保育園・幼稚園等と小学校との連携を通して、学校教育の充実と、子どもたちの豊かな成長に向けた取り組みを段階的に推進します。

#### 学習支援の充実

確かな学力の定着を図るためには、1単位時間の授業時間に指導する内容を確実に理解させるとともに、学力として身に付けさせていくことが必要です。その

ためには、個に応じた指導の充実が重要となります。

瑞穂町では、小学校低学年の教科指導に学習サポーターを配置します。教室に複数の指導者を配置し、個別指導の充実と授業規律の確立を図ります。

また、小学校で「瑞穂町ステップアップ教室」、中学校で「瑞穂町フューチャースクール」を実施し、補習支援体制の充実を図ります。

※1 学習サポーター 瑞穂町が独自に配置している学習支援員制度です。小学校1・2年生と各学校が希望する学年に配置しています。(合計3学年に配置)

※2 瑞穂町ステップアップ教室 平成26年度より、小学校で実施している放課後補習教室です。実施日・回数・内容等は各学校の実態に応じて行っています。

※3 瑞穂町フューチャースクール 平成27年度より実施する補習講座です。町内にある大手学習塾と連携し、希望する中学生を対象に土曜日及び長期休業中に補習講座を行います。

### 情報教育の推進

情報機器が発達した現代社会において、コンピュータなどを操作できることは、社会に出て仕事をするうえでも重要な技能です。

小学校では、文章を作成したり、学習活動で調べた内容や画像を取り入れたりして、発表用に整理することのできる力を育成することが求められています。さらに、中学校においては、ホームページの作成やプレゼンテーション能力の育成が必要です。さらに、情報を正しく判断し適切に選択したり、処理したりすることのできる能力とともに、情報モラルについての正しい知識・理解を身に付けることが重要です。

瑞穂町では、情報機器の活用にかかわる資質・能力を育成するために、各教科や総合的な学習の時間などでの指導等を通して、情報を処理する力・情報を選択する力・情報を正しく活用する力の育成を推進します。

## (3) 生涯にわたる健康な心と体の育成

### 健康教育の充実

生涯にわたり健康に過ごすためには、体のことや病気の予防方法などに関する知識を深めることを通して、健康の保持・増進を図るための実践力を身に付けさせることが必要です。

瑞穂町では、養護教諭による保健指導や教科による保健学習等を通して、発達段階に応じた指導を推進するとともに、今日的な健康課題についても、適切な対応ができるよう指導の充実を図ります。さらに、子どもの健康の保持・増進には、

家庭の理解と取り組みが重要です。保健便りや学校便り、保護者会等を活用して、子どもたちの健康に関する情報の提供を図りながら、家庭への指導の充実及び連携を図ります。

### 体力の向上

健康な体の保持・増進のためには、健康に対する知識はもとより、基礎体力の向上を図ることが重要です。そのためには、発達段階に応じた遊びや運動などを計画的に実施することが大切です。

瑞穂町では、校庭の芝生化を推進するとともに、教科指導としての体育や保健体育の授業、並びに特別活動、クラブ活動、部活動等を通して、計画的に体力向上に向けた取り組みを行います。また、体力テストの実施を通して、子どもたちの体力の状況について調査し、分析に基づいた取り組みを推進します。さらに、「瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画」との連携を図りながら、体力の向上を目指します。

### 教育相談の充実

豊かに生きるためには、心の健康も大切です。現代社会においては、様々な社会問題をはじめ、人間関係の希薄化・複雑化、いじめ、虐待等、子どもを取り巻く環境も複雑化しており、問題も多様化しています。

子どもたちの悩みや不安を解消し、健康な心を育てるためには、相談機関との連携を図り、子どもや保護者が気軽に相談できる環境作りが必要です。また、個別の状況に応じて、福祉課や子ども家庭支援センター・児童相談所等の関係機関との連携を図りながら、適切な対応を図ることが重要です。

瑞穂町では、教育相談室の設置や全学校への専任相談員の派遣並びにスクールカウンセラーの配置等による相談活動の充実を図るとともに、家庭、学校、関係機関との連携を図りながら、子どもの心の健康に向けた取り組みを充実します。

### 安全教育の推進

学校内外での事故をはじめ、病気やけが、交通事故や不審者等による犯罪、自然災害等、子どもを取り巻く環境には多くの危険が存在しています。子どもたちの発達段階に応じて、自分の身の安全の確保や病気・けがへの適切な対応、並びに危険な行為を回避したり、安全性を判断したりすることのできる能力の育成が求められています。

瑞穂町では、安全教育や避難訓練、セーフティ教室等を通して、病気やけが、薬物乱用の防止並びに事件・事故や災害等から身を守るための資質・能力の育成を図ります。

### 部活動の振興

部活動は、思春期における健康な心と体の育成を図るうえでも大変重要です。部活動を通して、個性の伸張や体力の向上を図るとともに、仲間とかかわることで豊かな人間性の育成を図ります。

瑞穂町では、部活動の振興を通して、健康な心と体の育成を図ります。また、自己のよさを発見し伸ばすことを通して、自尊感情の醸成を図ります。

## (4) 特別支援教育の充実

### 特別な支援が必要な児童・生徒の個性や能力の伸長

障がいのある児童・生徒や発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の個性や能力の伸長を図るためには、特別支援教育の充実が重要です。

特別支援学級や通常の学級に在籍する児童・生徒の個性や能力の伸長を図るためには、個別指導計画に基づいた指導や校内委員会の充実を図ることが必要です。さらに、巡回相談や専門家チーム等を派遣し、より専門的な立場からの指導・助言に基づいた指導内容・方法等の改善が重要です。

瑞穂町では、東京都特別支援教育推進計画（第3次実施計画）並びに瑞穂町特別支援教育の方針に基づいて、一人一人の児童・生徒の個性の伸長と可能性を伸ばす指導方法の改善や個別指導計画の作成、並びに校内委員会の充実に向けた取り組みの推進を通して、特別支援教育の充実を目指します。また、町内の保育園・幼稚園等との連携を図り、特別な支援が必要な幼児の保護者、保育士、教員に対して、教育相談をはじめ、障がいの理解や指導・支援についての知識・理解を深めるための活動の充実を図ります。

## (5) 人間関係能力の育成

### 人とかわる力を高める教育の充実

子どもたちは、自分の気持ちをうまく相手に伝えられないために、暴力をふるったり、些細なことでけんかなどをしてしまうことがあります。

これらの原因としては、人とかかわる経験不足などから、かかわり方を適切に理解していないことや、相手のことを思いやったり、自分の考えを伝えたりする方法等が、十分に身に付いていない状況が考えられます。また、現在の社会においては、携帯電話やスマートフォン・コンピュータ等のIT機器の発達により、相手のことをよく知らなくても一応の人間関係が成り立つために、自分本位のかかわり方で人と接することが可能であることなども、適切に人とかかわる力が不足する要因として考えられます。

瑞穂町においても、子どもたちが自分の考えや思いを伝える時に、相手のことを考えた言葉を遣ったり、自分の考えを上手に伝えたりする力に課題があります。日常生活や学習活動の場面における適切な言葉遣いの指導や体験等を通して、人とかかわる力の育成を図ります。社会人として、自分の考えや思いを適切に伝え、適切な人間関係能力の育成を図る教育活動を推進します。

### コミュニケーション能力の育成

平成20年告示の学習指導要領では、言語活動の充実を図るとともに、外国語教育の充実が示されています。その背景としては、社会や経済のグローバル化が進む中、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けた国際協力が求められているからです。学校教育においても外国語によるコミュニケーション能力の育成を図るために、小学校学習指導要領に外国語活動が新設されました。

小学校の外国語活動で身に付けるべき資質・能力は、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこととあります。つまり、児童のもつ柔軟な適応力を生かして、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うことにあります。さらに、中学校においては平成24年度の完全実施から、英語の時間数が増え、ますます充実が求められています。

瑞穂町では、計画的に小学校外国語活動や中学校の外国語指導の充実に向けた取り組みを推進します。そして、表現力の育成を通して、人と積極的にかかわることへの素地と意欲などの資質・能力の育成を図ります。

## 2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成

### (1) 郷土を愛する心の育成

#### 瑞穂町を愛する心を育成する教育の充実

自分の生まれ育った町を知り、そのよさを誇りに思える子どもを育てることは、町の人材育成の視点からも重要です。町の将来を担う子どもたちには、誰でも暮らしやすい町、人々がやさしく思いやりにあふれ、助け合って暮らせる町づくりを推進できる資質・能力を育てることが求められます。

瑞穂町では、瑞穂町歌や瑞穂音頭などを教育活動に取り入れることを通して、町への関心や愛着心を育てる活動を実施します。さらに、町の伝統・文化や産業等の理解を深める活動や地域行事への参加を通して、子どもたちが町のよさに気づくとともに、自分たちの町づくりのために何が必要なのかを考え、自分のできることを実践する態度の育成を図ります。そして、よりよい町づくりに貢献できる人材の育成を図ります。

#### 環境保全意識の育成

環境問題は、地球規模の問題です。その問題について地球人の一人として考え、自分たちのできることから取り組むことのできる資質・能力の育成が求められています。さらに、環境問題を考えるときには、町の自然についても理解を深めさせることが大切です。

瑞穂町では、町の環境教育の充実を通して、自然環境の保全に対する知識を深める指導を推進します。そして、町の自然を守り、次世代に伝えるための方策を子どもたちが自ら考え提言したり、学校で取り組んだりすることで、環境保全に対する実践的な態度の育成を図ります。

#### 文化・歴史を理解し伝える力の育成

町には、様々な伝統・文化が継承されています。町民として、これらの伝統・文化を知ることを通して、町の歴史やよさを理解していくことが大切です。町を学ぶことを通して、町に対する愛着と誇りを育てます。

瑞穂町では、平成26年に開館した郷土資料館（けやき館）を活用しながら、

総合的な学習の時間や特別活動等における体験を通して、町の歴史やよさについての理解を深める教育を推進します。そのことを通して、仲間や他地区の人にも、町の伝統・文化のよさを伝えることのできる力の育成を図ります。

## (2) 異文化理解を通じた日本のよさの発見

### 日本の伝統・文化理解の充実

国際社会の一員としての資質・能力を身に付けるためには、外国語を習得することや他国の伝統・文化を知ること大切です。しかし、真の国際人とは、自国を愛し誇りに思い、自国の伝統・文化・歴史について造詣が深く、自国について語れる資質・能力を身に付けた人と言えます。

瑞穂町の子どもたちには、国際人としての資質・能力の育成を図るために、教科指導や日本の伝統芸能等の鑑賞などを通して、日本のすばらしさや伝統・文化について語れる力を身に付けさせる教育活動を推進します。

### 国際理解教育の推進

これからの国際社会で生きていく子どもたちは、いろいろな国のことを知り、外国語を使って世界中の人々とコミュニケーションを図ることのできる資質・能力を育成することが求められています。

町は、横田基地や姉妹都市として友好関係を結んでいるアメリカ合衆国モーガンヒル市との交流を実施しています。町の行事やイベント等への参加や人材交流を通して、互いの国の文化等についての理解を深める活動を推進しています。

瑞穂町では、学校教育においても、横田基地や他国との交流活動、並びに他国の文化の学習や体験を通して、他国への理解を深め、国際人として生きるための基礎となる資質・能力を培う教育活動を推進します。さらに、国際理解を通して、日本のよさに気付く教育活動の充実を目指します。

## 3 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成

### (1) 社会の一員としての役割や自覚の涵養

#### 規範意識の醸成

社会の発展や核家族化が進み、社会全体において規範意識やマナー、家庭の躰

などが崩れていく傾向があります。就学前までに、互いが気持ちよく過ごすためのきまりを守ることや、思いやり、善悪の判断、交通安全意識などが、身に付いていることが大切です。これらの規範意識が身に付いていないと、学校でのきまりやルールが守れなかったり、友達との人間関係がうまく作れなかったりすることがあります。

さらに、発達段階に応じた規範意識や人と適切にかかわる力が身に付いていないと、学校や社会の中で人と協調して生活することに課題が生じることもあります。瑞穂町の小・中学校においても、規範意識や人と適切にかかわる力が十分に身に付いていないなどの課題があります。

瑞穂町では、生活指導主任会における改善策の検討や啓発資料等の作成と活用を通して、規範意識の醸成はもとより、社会の一員としての役割や責任に対する自覚を培う指導に取り組みます。さらに、小・中学校が連携して、学校段階に応じた指導を実践するとともに、家庭・地域社会と協力して、規範意識の醸成を図る教育活動の充実に取り組みます。

#### 不登校の減少を目指した施策の充実

現代社会において、子どもたちを取り巻く環境は大変複雑化しています。学校生活における人間関係の複雑化や学習に対する不安、並びに家庭における課題等、原因は様々です。そのような状況の中、子どもが一人で悩み、家庭に引きこもったり、登校を渋ったりする前に、子どもの声を聞き、大人が支援することが必要です。

瑞穂町においても、不登校は健全育成上の大きな課題です。不登校児童・生徒数は、特に中学校から急激に増加し、引きこもりになってしまう子どももいます。町では、不登校等の改善や未然防止に向けて、各学校に専任相談員やスクールカウンセラー等を配置しています。また、学校復帰を目指して、適応指導教室も設置しています。今後も学校・家庭・関係機関等が互いに連携・協力を図りながら、子どもたちが心の健康を取り戻すことや、生活習慣を改善する取り組みの充実を図ります。学習指導をはじめ家庭への支援を通して、生活改善を図り、不登校児童・生徒の減少を目指します。

#### 学校を愛する心をはぐくむ教育の充実

学校を愛する心の育成には、子どもが学級や学校生活の中で、自分が必要とされていることを自覚することが大切です。そのためには、学習や特別活動、学校

行事、クラブ活動、部活動等などの様々な活動を通して、一人一人が大切な一員であることを実感できる指導を行うことが必要です。集団帰属意識は、集団活動を通じた実体験から、子どもたちの心にはぐくまれ、それが学級や学校を愛する心に繋がります。

瑞穂町では、全教育活動はもとより、児童会や生徒会活動の充実を通して、集団帰属意識をはぐくむ教育活動を推進します。そして、学校を愛し、誇りに思う心の育成を図ります。

### いじめ撲滅への取組強化

いじめは、児童・生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、精神と生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。そのため、いじめへの対応は教育委員会並びに学校における重要課題の一つです。瑞穂町は「いじめは決して許されない行為であり、社会全体の課題である」という認識の下、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「瑞穂町いじめ防止基本方針」を平成26年9月に策定しました。また、各小・中学校でも、瑞穂町いじめ防止基本方針を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。これらに基づき、いじめを許さない学校づくり、道徳や人権教育等の充実による心の育成、教員の指導力向上と組織的な対応、保護者や地域・関係機関との連携など、いじめ撲滅への取組を進めます。

## (2) 望ましい勤労観・職業観の育成

### キャリア教育の推進

少子高齢化や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず、進路を巡る環境は、必ずしもよいとは言えません。いわゆる「フリーター」や「ニート」が大きな社会問題となっています。このような状況だからこそ、子どもたちが、明確な目的意識をもって日々の学校生活に取り組み、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、並びに望ましい勤労観、職業観を身に付けることが必要です。そして、子どもたちが、将来直面するであろう様々な課題に対して、柔軟に且つたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするためのキャリア教育が重要です。

瑞穂町としても、発達段階に応じたキャリア教育を通して、小学生から、将来の夢の実現に向け学習することの大切さを指導します。また、中学生については、

働くことの意義や目的などについての理解を深めるために、職業調べや職場体験などの充実を図ります。

そして、小・中学校を通じて、学ぶこと・働くことの意義についての理解を深める教育活動を推進します。

### (3) 公共心を育成するための体験活動の充実

#### ボランティア・体験活動の充実

都市化や少子高齢化、核家族化が進む現代において、地域社会であいさつをしたり、互いに声を掛け合ったり、助け合ったりする姿が減少する傾向にあります。人は互いに助け合って生きていることを幼少期から学び、常に社会の一員として自己の役割や生き方について考えることのできる態度の育成が重要です。

そのためには、日常の生活の中ではなかなか体験できないボランティア活動などを、教育活動の中に意図的に位置付けることが必要です。人に頼られたり、感謝されたりする体験から、相手を思いやる心や助け合って生きることの大切さやすばらしさを学びます。さらに、ボランティア・体験活動等を通して、自分が社会から必要とされていることを実感する経験が、自己有用感を身に付けさせることに繋がり、社会の一員であることの自覚を促します。

瑞穂町においても、ボランティア・体験活動を小・中学校の教育活動に系統的に取り入れるとともに、社会教育との連携を通して、相手を思いやる心や公共心をはぐくむ態度を身に付けさせる教育活動の充実を図ります。

### (4) 幼児教育から学校教育への円滑な移行

#### 保育園・幼稚園等との連携

現在は多くの子どもが、学校に入学する前に幼児教育を受けています。

これからは、今まで以上に保育園・幼稚園等と小学校が連携を図り、幼児教育の現状や学校教育の内容等について、互いに理解を深める必要があります。また、保育園・幼稚園等の指導者と小学校が相互に保育や授業の場面を見合うことも大切です。子供の個性を伸ばしたり、特別な支援をしたりするために連携を充実させます。現在、核家族化が進んだことで、子育てに不安を抱いている保護者も少なくないと考えます。保育園・幼稚園等と小学校の連携を通して、家庭支援への取り組みも必要です。

瑞穂町では、幼稚園、保育園等からの要望により臨床心理士を派遣し、相談に応じています。また、就学する幼児の状況について情報交換を通して、小学校への円滑な就学を推進します。

## (5) 学校教育への保護者・地域住民の参画

### 学校教育活動への支援・参加

子どもは、様々な生活の場所で、様々な人とかかわり合いながら育ちます。学校で身に付けた資質・能力を、地域社会の人とかかわりの中で、活用したり応用したりしながら、生きていくための力を身に付けていくことが重要です。

学校では、教科や総合的な学習の時間、部活動、水泳、移動教室等、様々な学習活動の場面において、地域や外部の方々の協力を得ながら学習活動を進めています。

瑞穂町では平成19年度から子どもの居場所づくり事業として「放課後子ども教室」を実施しています。学校の教室等を使用した、学習活動や体験活動を実施しています。指導員はすべて地域の方々です。地域の方々がコーディネーター、アドバイザー、安全管理員を担当し、「放課後子ども教室」の活動を支えています。

地域の方々が、学校の中で子どもにかかわる活動に取り組むことは、学校の教育活動等を理解することにつながります。学校と地域が協働で取り組むことは、大変有効な手段です。今後も、地域社会との協力のもとに、地域が学校教育に積極的に参画できる施策を推進します。

### 学校運営連絡協議会の充実

各学校では、学校運営連絡協議会<sup>※4</sup>を設置しています。学校運営連絡協議会は、地域社会に教育活動の説明や学校運営上の課題についての報告、並びに相談等を通して、公教育としての質の向上、並びに地域の期待に応える教育活動の展開を目指すために設置しています。学校運営連絡協議会の充実を図るためには、委員に学校の教育活動への参加や参画を通して、学校の教育活動や指導状況の理解を深めることが重要です。

瑞穂町では、学校運営連絡協議会が、学校運営や教育内容等について、より適切な助言等を行うための組織となるように、学校教育の基本知識等の啓発に向けた取り組みなどを実施します。今後は、学校との連携・協力を図りながら、学校支援はもとより地域との共同体制で学校運営が実践される支援を推進します。

※4 学校運営連絡協議会 各学校が保護者や地域住民の意向を把握し、学校経営に反映させるために、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる会です。

## 4 信頼される学校教育の構築

### (1) 地域に開かれた学校教育の推進

#### 開かれた学校教育の推進

学校は、保護者、地域社会に支えられるとともに、地域によってはぐくまれ、地域の人々の心をつなぐ場所として存在します。

これからの学校は、これまで以上に、地域や保護者に対して教育活動についての理解を図ることが必要です。さらに、教育活動の充実に向け、学校と家庭、地域の三者がよりよい協議を行うことも重要です。教育活動の理解や充実について話し合うためには、様々な教育活動やその状況等の公開と、教育活動への保護者や地域の方の参加を通して、学校のよさや課題について共通理解を図ることが大切です。

瑞穂町では、よりよい学校教育の実現に向け、教育活動を積極的に公開します。さらに、保護者や地域等に対して、教育活動を分かりやすく示し、相互理解を図るために、学校だよりやホームページを通して、学校教育・学校経営についての説明とその結果責任を果たす学校経営を推進します。

### (2) 学校の教育力の向上

#### 教員の資質・能力の向上

学校は学習活動を通して、「人格の形成」を図るための教育活動に取り組むとともに、国際社会における日本人として知識・教養を身に付けた国民を育成することを目的としています。さらに、学校教育は、各種の法規は基より、学習指導要領に示された内容を、児童・生徒の実態等に応じた工夫を図りながら指導し、知識・技能を身に付けさせる教育活動に取り組んでいます。

これからの時代を担う子どもたちを育成する教員に求められる資質・能力とは、教科指導や生活指導に関する質の高い指導力や専門性もさることながら、児童・生徒理解に基づきながら、一人一人の子どもの人生にしっかりと向き合うことのできる姿勢と、教育者としての自覚や使命感と言えます。

瑞穂町では、子どもたちが豊かな心をはぐくむとともに、学ぶことの楽しさを実感し、学ぶことへの意欲をもてる授業の実現を目指すために、校内研究の充実・推進や東京都・町が実施している研修等への参加の支援を通して、教員の資質・能力の向上を図ります。

## 授業の質の向上

学校教育で身に付けなければならない内容を、確実に身に付けさせることは学校の責務です。学力向上や豊かな人間性の育成を図るためには、教員一人一人の授業力を向上させることを通して、学校の教育力の向上を図ることが重要です。

瑞穂町では、国や都の研究指定を積極的に受けるとともに、全校を瑞穂町校内研究推進校に指定し、また、瑞穂町公立学校教育研究会の活動などを通して、授業力の向上に向けた取り組みを推進します。さらに、子どもの学力向上に向けた授業改善を図るために、各学校の学力向上計画に基づいた授業改善推進プランの作成・実施や、町の教育課題の改善に向けた研究・研修等の充実を図ります。

## 学校評価を通じた経営改善

学校教育への期待がより一層高まる現在において、学校がこれまで以上に保護者・地域社会から信頼されるためには、学校の責任を確実に果たすことが重要です。学校はこれまでも、経営や授業内容の改善を図るために、学校評価を実施してきました。今後は、学校評価をより充実させ、教員が行う自己評価とともに、子どもや保護者アンケート、並びに関係者評価、さらには、学校評価委員会<sup>\*5</sup>を設置し、客観的に学校の経営状況を評価し改善を図ります。評価結果については、教育委員会に報告するとともに、学校のホームページ等にも掲載し公開します。

瑞穂町では、学校評価の充実を図ることを通して、町民の信託に応え、より質の高い教育内容や学校経営の実現に向けて取り組みます。

**※5 学校評価委員会** 学校評価とは、より一層開かれた学校を目指すとともに、教育の目標を明確にして結果を検証し、教育の質を保証することを目的に実施するものです。その評価を実施するために、外部評価としての第三者評価の実施が求められ、その役割を担うために評価委員会を設置しています。

## (3) 家庭の教育力の向上

### 基本的な生活習慣の確立に向けた施策の推進

平成18年12月に教育基本法が制定されました。教育基本法には家庭の役割が示されています。

教育の基本は家庭であることは言うまでもありません。しかし、様々な状況等により家庭の責任や役割が十分に果たせず、就学段階で基本的な生活習慣が身に付いていない現状を見受けます。

学校は家庭とは異なり集団で生活します。集団生活に必要なことは、自分のことは自分でできる、トイレ・着替え・食事が一人で行える、時間を守れる、きまりを守れる、自分勝手な行動や考え方は控える、人の嫌がることはしないなどの、基本的な生活習慣と呼ばれる内容が身に付いていることが大切です。さらに、学校は学習をするところですから、学習時間は正しい姿勢で先生の話が聞ける、学習道具を忘れない、私語などの自分勝手なおしゃべりはしない、人のじゃまをしないなどの学習規律と呼ばれる生活態度も身に付けなければなりません。

豊かな人間性や社会性の育成、並びに学力向上には、これらの基本的な生活習慣の確立と授業規律の確立の両者が必要です。

瑞穂町では、「はつらつ げんきな 瑞穂の子」などの啓発資料の活用をはじめ、学校と家庭が互いに協力し合いながら、子どもが基本的な生活習慣や学習規律を身に付けられるように、啓発資料の作成や研修会の充実等の施策を推進します。

#### 家庭の教育力の向上に向けた施策の推進

誰もが親になる時は初体験です。初めての子育ては不安がいっぱいです。近くに子どもを育てた経験者がいたり、何でも相談できる人がいたりすると安心できます。また、子どもを育てるには、保護者として、子育てについての共通理解や将来的な見通しなどをもっておくことも大切です。

保護者が安心して子どもを育てたり、家庭の教育力の向上を図るためには、保護者が気軽に相談したり、子育てについて話し合ったりする機会や場を設定することが必要です。

瑞穂町では、学校や教育相談室、福祉課や子ども家庭支援センター、並びに関係機関等において、子育てについての相談や悩みを聞く機会の充実はもとより、家庭教育研修会の開催や瑞穂町PTA連合会との連携を通して、幼児期から青年期の子育て等についての支援や啓発活動を推進します。

#### (4) 安全・安心な教育環境の構築

##### 学校・家庭・地域の連携による安全への施策の推進

子どもたちを取り巻く環境は厳しくなっています。不審者等の発生件数も年々、増加傾向にあります。また、交通事故についても飛び出し等による事故が発生しています。

子どもの安全を守る対策として、通学路への防犯カメラの設置を行いました。また、防犯ブザー等の携帯やセーフティ教室の実施、並びに安全指導等の充実を

引き続き図っていきます。さらに、保護者や地域の方が子どもの安全確保に向け、様々な取り組みを実践しています。

瑞穂町では、今後もさらに、子どもの安全に向けた指導や発達段階に応じた危険予測能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、各家庭や地域、町との連携・協力のもとに、子どもの安全確保に向けた取り組みを推進します。

### 学校施設の安全対策と整備の推進

学校の中には、様々な施設があり、使い方や安全管理等に不十分なことがあると、時としては大きな事故につながりかねません。事故の防止に向け、学校と協力して常に学校施設の点検を実施し、補修や改善に取り組みます。

瑞穂町では、子どもたちが快適で充実した生活や学習ができるよう、設備機能の更新や教育施設の整備を推進します。



## 第Ⅲ章 瑞穂町教育基本計画の具体的な施策

ここでは、Ⅱ章で示した4つの視点ごとの取り組むべき内容についての、基本的な考え方や方向性に基づいた、具体的な施策を展開します。

### 1 人間力の向上を図る教育活動の展開

#### (1) 国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成を図る

未来に向かって生きる子どもたちには、国際社会で生きていくための人間性・知識・技能等のいわゆる人間力が必要です。

それらを育成するためには、人権に対する正しい知識・理解をはぐくみ、人権課題の改善に向けた実践的態度の育成を図るとともに、道徳教育の充実を通して道徳的価値を深めます。さらに、豊かな人間性の育成に向け、規範意識の醸成や感性並びに社会性を育成します。

#### 重点目標

- 人権意識の高揚
- 豊かな心の育成
- 道徳性の育成
- 個性の伸長

#### 教育委員会

- 人権意識の高揚に向けた研修の充実
- 特別支援教育の理解・啓発に向けた研修・資料等の整備
- 道徳教育の充実に向けた研修の充実
- 道徳副読本<sup>※1</sup>を活用した道徳教育の充実
- 感性をはぐくむ教育環境の整備
- 特別活動等の充実

#### 学校

- 思いやりをはぐくみ、命を大切にする教育活動の充実
- 相手の立場を尊重する教育活動の充実
- 道徳教育の充実と道徳副読本<sup>※1</sup>を活用した道徳指導の充実
- 副籍事業<sup>※2</sup>を通じた特別支援学校との交流
- 道徳授業を地域に公開する活動の推進
- 清掃活動、体験奉仕活動等の充実
- 学級会活動、児童会・生徒会、学校行事等の充実
- 小学校クラブ活動、中学校部活動の充実

※1 道徳副読本 道徳の時間に使用する読み物資料です。

※2 副籍事業 特別支援学校に在籍している児童・生徒が、児童・生徒の居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、交流活動等を通して、地域との繋がりの維持・継続を図るものです。

## (2) 社会で活用できる確かな学力の向上を図る

社会で生きていくためには、自己の能力や特性についての理解を深め、自己のよさを生かしながら社会の一員としての役割を果たしたり、生き甲斐を見いだしたりするための基盤となる確かな学力が必要です。

そのために、教育活動の工夫や充実を通して、生涯にわたり活用できる確かな学力の定着を図ります。

重点 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎学力の定着</li> <li>○授業規律の確立</li> <li>○言語能力の向上</li> <li>○小・中学校が連携した教育活動の推進</li> <li>○保育園・幼稚園等と連携した小学校教育の充実</li> </ul>
教育 委員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「瑞穂町ステップアップ教室」と「瑞穂町フューチャースクール」の実施</li> <li>○学力向上計画の策定に向けた指針の提示</li> <li>○授業規律の確立に向けた指導資料の作成</li> <li>○国語辞典を活用した言語能力の向上</li> <li>○漢字力の向上を目指した取り組みの推進</li> <li>○学習支援にかかわる人的配置の充実（学習サポーター、小学校補習指導員等）</li> <li>○小・中学校が連携した教育活動・研修会等の充実</li> <li>○学習活動の充実を図るためのICT<sup>※3</sup>機器の活用と研修の充実</li> <li>○保育園・幼稚園等との連携を図った教育活動、特別支援教育の推進</li> <li>○図書館と学校の連携活動の推進</li> <li>○郷土資料館の活用</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学力向上計画の策定と授業改善推進プランの作成</li> <li>○学習習慣の確立に向けた取り組みの充実</li> <li>○朝読書、朝学習の充実</li> <li>○言語活動の充実を図る授業の推進</li> <li>○学習内容の充実を図るための地域人材の活用</li> <li>○少人数学習指導の充実</li> <li>○補習授業の実施</li> <li>○授業改善に向けた授業観察の充実</li> <li>○校内研修会の実施</li> <li>○OJT<sup>※4</sup>を活用した授業力の向上</li> <li>○情報モラル教育の充実</li> <li>○ICT機器を活用した教育活動の実施</li> <li>○小学校と中学校との合同研修会の充実</li> <li>○幼稚園、保育園等との情報交換会、授業参観等の実施</li> </ul>

※3 ICT (Information and Communication Technology の略です)

情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳されます。IT (Information Technology: 情報技術) と同義であり、教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などがあります。

※4 OJT (On the Job Training の略です)

職場内の教育、日常の業務や実際の職務遂行を通して、職務に必要とする資質や能力の向上等を目指して取り組む研修や訓練のことを言います。

### (3) 生涯にわたる健康な心と体を育成する

生涯にわたり心身共に豊かに生きていくためには、健康な身体の育成や事故・災害等から身を守るための資質・能力の育成を図ることが重要です。日々の教育活動に加えて、安全教育等の様々な教育活動を通して、子どもの心と体の健康の保持・増進を推進します。

<b>重点 目標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○体力の向上を目指す教育の充実</li><li>○健康教育の充実</li><li>○食育の充実</li><li>○安全教育の充実</li><li>○部活動の充実</li></ul>
<b>教育 委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○教育相談についての教員研修会の実施</li><li>○全小・中学校への専任相談員派遣制度の充実</li><li>○全小・中学校へのスクールカウンセラーの配置</li><li>○体力向上に向けた教育活動の充実</li><li>○部活動外部指導員の配置</li><li>○部活動の公式戦参加のための支援</li></ul>
<b>学 校</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○教育相談活動の充実</li><li>○体力テストの実施と結果に基づいた体力向上の充実</li><li>○交通安全教育の充実</li><li>○避難訓練、危険を回避する教育活動の充実</li><li>○保健学習・保健指導の充実</li><li>○体育・保健体育の授業の充実</li><li>○給食指導、食にかかわる教育活動の推進</li><li>○部活動、スポーツ教育活動の推進</li></ul>

### (4) 特別支援教育の充実を図る

瑞穂町特別支援教育<sup>※5</sup>の在り方に基づいて、児童・生徒一人一人の個性の伸長と可能性を伸ばす指導を実施します。指導方法の工夫や個別指導計画の作成、並びに校内委員会の充実に向けた取り組みの推進を通して、特別支援教育の充実を目指します。

重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育のシステムの周知</li> <li>○特別支援教育にかかわる就学支援の充実</li> <li>○特別支援教育の理解促進</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級（通級指導学級）の全校配置</li> <li>○特別支援教育講演会の開催</li> <li>○巡回相談<sup>※6</sup>の充実</li> <li>○専門家チーム<sup>※7</sup>の派遣事業の充実</li> <li>○通級指導学級の入・退級システムの充実</li> <li>○特別支援教育コーディネーター<sup>※8</sup>研修の充実</li> <li>○就学支援委員会の充実</li> <li>○保育園・幼稚園等との連携活動の充実</li> <li>○保育園・幼稚園等への臨床心理士の派遣</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級の教育課程の充実</li> <li>○特別支援教育にかかわる研修等の実施と充実</li> <li>○校内委員会<sup>※9</sup>の充実</li> <li>○学校生活支援シート<sup>※10</sup>及び個別指導計画<sup>※11</sup>の作成</li> <li>○交流教育<sup>※12</sup>の充実</li> <li>○特別支援学校との交流活動の充実</li> <li>○特別支援学級担任会の実施</li> </ul>

- ※5 特別支援教育 これまでの特殊教育の対象児童・生徒に加え、小・中学校において通常の学級に在籍する学習障害・注意欠陥多動性症候群・高機能自閉症の児童・生徒に対する適切な指導及び支援を行うものです。
- ※6 巡回相談 通常の学級に在籍する児童・生徒で、日々の学習活動等に困っていることや不安等に対して、児童・生徒が必要としている支援の内容や方法を明らかにするために、専任相談員、通級指導学級担任等が授業観察等を実施しています。
- ※7 専門家チーム 巡回相談員からの情報提供と依頼を受けて、特別な支援を要する児童・生徒に適した教育活動の実践を目的に、医療、教育にかかわる専門的な見地から診断や教育指導についての指導・助言を行います。
- ※8 特別支援教育コーディネーター 特別支援教育を推進するために、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関との連携に向けた調整、保護者の相談窓口などの役割を担います。
- ※9 校内委員会 特別な支援が必要な児童・生徒の早期発見や個別指導計画の作成、保護者や関係機関との連携、教職員の理解促進、校内研修の推進、巡回相談、専門家チームや特別支援学校との連携等について、学校の中心的な役割となって推進します。
- ※10 学校生活支援シート 本人や保護者の希望を踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携して児童・生徒の長期支援のため作成されるものです。
- ※11 個別指導計画 児童・生徒一人一人の指導目標や内容、方法等の手だてを各教科全体にわたって作成し、児童・生徒の障がいに応じたきめ細やかな指導を行うために作成されるものです。

※12 交流教育 通常の学級に在籍する児童・生徒と特別支援学級に在籍する児童・生徒が互いに理解推進を図るために実施する教育活動です。

### (5) 豊かな人間関係能力を育成する

社会で生きていくためには、人とのかかわる力が必要です。人とのかかわるための重要な資質・能力の一つが、コミュニケーション能力であり、その基本は言語力です。「聞く」「話す」「書く」「伝える」ために日本語を適切に使うことのできる能力を育成することが重要です。様々な年齢層や立場の人とのかかわりを通して、コミュニケーション能力の育成を図ります。

さらに、これからの子どもたちには、外国語の活用を通して、自分の考えや思いを伝えることのできるコミュニケーション能力も重要です。言語や文化の異なる国の人にも、自分の考えや思いを適切に伝えることができる豊かな人間関係能力の育成を図るための教育活動を推進します。

重点  
目  
標

- コミュニケーション能力の育成
- 表現力の育成
- 外国語・英語力の育成
- 国際理解教育の推進

教  
育  
委  
員  
会

- 異年齢者との交流活動の実施
- 小学校外国語活動の充実に向けた人的配置
- 小学校外国語活動研修会の実施
- 中学校における外国語指導の充実のための人的配置
- 総合的な学習の時間における国際理解教育の推進
- 国内他地区の中学生との交流事業の実施

学  
校

- あいさつ運動の実施
- 外国語活動をはじめ、各教科における表現活動の充実を図る教育活動の充実
- ボランティア活動等、異年齢との交流活動の実施
- 高齢者とのふれあい給食、交流活動の実施
- 小学校外国語活動や中学校外国語指導を通じた英語教育の充実

## 2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもを育成する教育活動の展開

### (1) 郷土を愛する心を育成する

郷土を愛する心を培うためには、町の伝統・文化を知ることや町の歴史を理解すること、並びに自然環境に対する知識を深めることなどを通して、町への興味・関心を高めるとともに、積極的に地域の行事等に参加させることが大切です。

そのことを通して、町への理解を深めるとともに、子どもたちが自分たちの町づくりのために何が必要なのかを考え、自分のできることを実践する態度の育成を図ります。そして、よりよい町づくりに貢献できる人材の育成を目指します。

重点 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郷土愛の育成</li> <li>○郷土の自然・歴史・環境等についての理解</li> <li>○郷土芸能・産業の理解</li> </ul>
教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達段階に応じた町の自然、歴史、伝統・文化に対する体験学習の実施</li> <li>○郷土資料館（けやき館）の活用</li> <li>○郷土講習会の実施（村山大島紬等）</li> <li>○環境教育の充実</li> <li>○町の伝統・文化、産業等についての小学校社会科副読本への掲載</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○瑞穂町歌・瑞穂音頭の指導</li> <li>○総合的な学習の時間、特別活動等における自然、環境、町の伝統・文化にかかわる教育活動の実施</li> <li>○町や地域行事への参加</li> <li>○町の産業に対する理解と体験活動の実施</li> <li>○環境理解に向けた学習活動の推進</li> <li>○緑のカーテン、CO<sub>2</sub>削減に向けての取り組みの実施</li> </ul>

### (2) 異文化理解を通して日本のよさについての理解を深める

国や地域のよさを理解するためには、自分の住む地域や日本の伝統・文化に対する理解が必要です。そのためには、地域や日本の伝統・文化に対する学習や体験等を通して、地域や日本のよさを知り、気づき、そのすばらしさを実感するための教育活動を推進することが必要です。

さらに、他国との文化交流等を通して学んだことから、自国のよさについての理解を深める教育活動を推進します。

重点目標

- 日本の伝統・文化にかかわる学習の推進
- 外国との文化交流事業の推進
- 国際理解教育の推進

教育委員会

- 和楽器を活用した授業の充実
- 日本の伝統・文化にかかわる鑑賞教室の実施
- 外国や姉妹都市との交流活動の充実

学校

- 教科指導を通じた日本の伝統・文化への理解・啓発教育の実施
- 音楽等における琴や和太鼓等の授業の充実
- 日本の伝統・文化にかかわる鑑賞教室を通じた理解推進と豊かな感性の育成
- 日本の伝統・文化にかかわる体験教室の実施
- 外国の文化との交流活動を通じた日本のよさの理解教育の推進
- 横田基地との交流事業の実施
- 外国の姉妹都市（モーガンヒル市）交流事業への参加・協力

### 3 地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成する教育活動の展開

#### (1) 社会の一員としての役割や自覚の涵養を図る

社会の一員として自己の在り方や役割を理解した子どもを育成するためには、規範意識の醸成や自己有用感の育成が重要です。そのためには、日々の学習活動や学級活動、並びに児童会・生徒会活動等の自治活動を通して、集団における所属意識の育成を図ります。一人一人の子どもに、集団における自己の役割についての認識や自尊感情を培う取り組みを通して、社会の一員としての自覚や所属する社会を愛する心の育成を図ります。

重点目標

- 健全育成の推進
- 規範意識の醸成
- 自尊感情の醸成
- 体験活動の充実
- 自治活動の充実

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発資料の作成（「規律正しいみずほの子」等）</li> <li>○小・中学校の連携による生活指導体制の構築</li> <li>○教育相談員の派遣事業の充実</li> <li>○幼稚園・保育園への相談員の派遣事業の充実</li> <li>○不登校改善に向けた教育相談活動の充実</li> <li>○適応指導教室の充実</li> <li>○児童会・生徒会活動の充実と交流活動の実施</li> <li>○ジュニアリーダーの育成</li> <li>○地域社会の一員としての役割意識の育成</li> </ul>
-------	--

学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業規律の確立に向けた生活指導の充実</li> <li>○小学校と中学校の生活指導にかかわる情報交換や授業参観の充実</li> <li>○不登校児童・生徒の減少に向けた活動の充実</li> <li>○専任相談員、スクールカウンセラーと連携を図った相談活動の充実</li> <li>○生き方教育としての地域体験活動の実施・充実</li> <li>○地域行事への参加の奨励</li> <li>○自治活動の向上に向けた児童会・生徒会活動の充実</li> <li>○登校支援マニュアルの作成及び活用</li> </ul>
----	--

## （2）望ましい勤労観・職業観を育成する

将来、生活を充実させ、よりよく生きるためには、生きる力の基礎・基本となる学力の向上を図ることはもとより、働くことの尊さを理解することや社会に貢献する態度を育成することが必要です。

そのためには、発達段階に応じたキャリア教育を通して、「生き方」や「自己の在り方」についての理解を深めるとともに、職場訪問や職場体験を通して働くことの意義や目的についての理解を深め、「望ましい勤労観・職業観」を育成することが必要です。将来に向けた夢や希望をもち、学習活動に意欲的に取り組み、自ら学び考える子どもの育成を図ります。

重点目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生き方教育の充実</li> <li>○好ましい勤労観・職業観の育成</li> <li>○学習意欲の向上</li> </ul>
------	--

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場体験学習の充実のための条件整備</li> <li>○講演会の実施</li> <li>○キャリア教育研修会の実施</li> </ul>
-------	--

学  
校

- 進路指導<sup>※1</sup>の充実
- 職場訪問や職場体験学習の充実
- 上級学校訪問の充実

※1 進路指導 将来にわたり「よりよく生きる」ために、将来の職業選択や自己実現に向けて、職業イメージの形成や情報収集、学力形成などを小学校の段階から計画的に実施することを目的に実施される教育活動です。

### (3) 公共心を育成する教育活動の充実を図る

社会の一員として生きるためには、社会における自己の役割や責任についての認識を深めることが大切です。そして、互いに協力し支え合うことの大切さを理解し、実践できる資質・能力を身に付けることが必要です。

そのために、社会教育との連携を通して、ボランティア・体験活動などを積極的に教育活動に取り入れ、相手を思いやる心や公共心の育成を図ります。

重  
点  
目  
標

- 思いやりの心の育成
- ボランティア活動の推進
- 社会貢献への理解促進

教  
育  
委  
員  
会

- ボランティア活動の推進
- 高齢者とのふれあい活動の計画・充実
- 発達段階に応じた奉仕体験活動の充実

学  
校

- 読み聞かせ活動の実施
- ボランティア体験活動の推進
- 高齢者とのふれあい給食の充実
- 障がい者・高齢者施設への訪問活動等の充実

### (4) 保育園・幼稚園等との連携を図る

豊かな人間性や社会の一員としての自覚の育成を図るためには、幼少期からの計画的な教育活動の充実が必要です。そのために、保育園・幼稚園等の教職員との情報交換等を通して、相互の連携を図った教育活動を実施するとともに、保護者や保育園・幼稚園等の教職員に対して、学校教育についての研修や啓発活動を推進し、小学校への円滑な就学を目指します。

<b>重点 目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園・幼稚園等との連携の充実</li> <li>○幼児教育の在り方についての啓発活動の充実</li> <li>○町や学校の教育活動等についての情報提供の充実</li> </ul>
<b>教育 委員 会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床心理士の幼稚園・保育園等への派遣による相談体制の充実</li> <li>○町の施策や学校の教育活動等についての情報提供</li> <li>○幼稚園・保育園等を対象にした研修会・情報交換会の実施</li> </ul>
<b>学 校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園・保育園との情報交換の実施</li> <li>○幼稚園・保育園を対象にした小学校授業参観の実施</li> </ul>

#### (5) 学校教育への保護者・地域住民の参画を推進する

子どもの健全育成には、地域住民や保護者が学校の中で実際に活動し、教員とともに教育活動に取り組むことが必要です。保護者や地域が実際の教育活動に携わることで、子どもの育成課題を理解し、教育活動への意識が深まります。さらに、子どもが地域の大人を身近な存在として感じ、子どもたちの地域参画の推進にも繋がります。

学校に地域の教育力を取り入れるために、保護者や地域が、学校教育活動に積極的に参画できるしくみ作りを推進します。

<b>重点 目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育への保護者・地域住民の参画</li> <li>○地域の教育力の活用</li> <li>○地域人材の発掘</li> </ul>
<b>教育 委員 会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後子ども教室の充実</li> <li>○学校評価の充実と第三者評価委員会の設置</li> <li>○学校支援コーディネーター<sup>*1</sup>の配置</li> <li>○PTA活動への支援</li> <li>○地域人材による学校支援の充実</li> <li>○PTA活動研修会の実施</li> </ul>
<b>学 校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA活動の充実</li> <li>○学校運営連絡協議会の充実</li> <li>○学校評価委員会の充実</li> <li>○学校保健委員会<sup>*2</sup>の充実</li> </ul>

※1 学校支援コーディネーター 学校と地域を結ぶ役割を担います。学校が様々な学習活動において、地域の方の専門性を活用したい場合に、学校に代わり地域の方と学校との調整や企画等を行うことで、学校を支援します。

※2 学校保健委員会 児童・生徒の保健指導・健康教育等の充実を目指して、保健部会等の関係教諭、学校医、保健関係者等で構成された委員会です。

## 4 信頼される学校教育の展開

### (1) 地域に開かれた学校教育を推進する

よりよい学校教育の実現を図るためには、学校の教育活動を公開することが重要です。

そのために、家庭・地域に対して学校教育活動についての理解を深められる取り組みや活動を推進します。学校公開や学校行事はもとより、各種教育活動の成果と課題を学校だよりやホームページ、教育委員会だより等を通して、分かりやすく伝えます。

#### 重点目標

- 開かれた学校教育の推進
- 学校教育活動への理解・協力の推進
- 学校教育への信頼性の向上

#### 教育委員会

- 開かれた教育活動の推進
- 学校公開の充実
- 教育活動についての説明と結果の公表
- 全国学力・学習状況調査の結果分析とそれを活用した指導の充実
- 教育委員会、学校のホームページの充実

#### 学校

- 学習活動の公開
- 学校公開週間の拡大・充実
- 学校要覧の作成・配布
- 学校経営計画の公表
- 学校説明会の実施
- ホームページによる学校教育活動の広報

## (2) 学校の教育力の向上を図る

子どもの人格の形成を図るとともに、豊かな心をはぐくみ、確かな学力を身に付けさせ、子どもが主体的に学び続けることのできる態度を育成するためには、教員の授業力の向上を図り、質の高い授業を実践することが大切です。校内研究や各種研修会への積極的な参加を奨励することを通して、教員の指導力の向上を図ります。

さらに、教育活動の成果の点検・改善に向けた学校評価の実施を通して、学校経営や授業改善を図り、保護者・地域の信託に応える学校教育を実施します。

<b>重点目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○質の高い授業の実施</li> <li>○教員の指導力の向上</li> <li>○研究・研修活動の充実</li> <li>○今日的な教育課題に対する対応</li> </ul>
<b>教育委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導力の向上に向けた研修会の実施</li> <li>○学力調査の実施と分析</li> <li>○学力調査の結果を教育活動に生かすための取り組みの充実</li> <li>○教育アドバイザー<sup>※1</sup>による授業観察の実施</li> <li>○校内課題研究推進事業の充実</li> <li>○教育委員会による学校訪問</li> <li>○国・都の研究指定校の奨励</li> <li>○学校評価の実施状況の報告</li> </ul>
<b>学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学力向上計画の作成・実施</li> <li>○分析結果に基づいた授業改善推進プラン<sup>※2</sup>の作成・推進</li> <li>○学校評価の実施と公表</li> <li>○学校評価の教育課程への反映</li> <li>○校内研究の充実</li> <li>○管理職による授業観察の充実</li> <li>○若手教員の育成に向けた研修活動の充実</li> <li>○都・郡・町実施の研修会への参加</li> <li>○国・都の研究指定校を通じた授業改善に向けての教育活動の充実</li> <li>○OJTの推進</li> </ul>

※1 教育アドバイザー 初任者をはじめ、経験の浅い教員に対して指導力の向上を目指して、退職校長の嘱託員による指導を実施しています。

※2 授業改善推進プラン 都・町の学力調査の結果分析に基づいて、学習指導上の課題改善に向けた指導計画を学校全体で作成し、日々の授業で活用しながら、指導上の課題改善に向けた取り組みを実施します。

### (3) 家庭の教育力の向上を図る

子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けたり、豊かな人間性や学力を習得したりするためには、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実が必要です。

そのために、学校と関係機関やPTA連合会との連携・協力を通して、幼児期から青年期の子どもに対する家庭教育の充実に向けた支援・啓発活動を推進します。

<b>重点 目標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○家庭の教育力の向上</li><li>○PTA活動との連携</li><li>○家庭学習の定着</li></ul>
<b>教育 委員 会</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○早寝・早起き・朝ごはんの奨励</li><li>○啓発資料の活用</li><li>○家庭教育向上講演会の実施</li><li>○PTA活動との連携を図った家庭教育力の向上</li><li>○幼児期における家庭教育活動の充実</li></ul>
<b>学 校</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○基本的な生活習慣の確立に向けた啓発活動</li><li>○家庭学習の充実に向けた取り組み（家庭学習シート等）</li><li>○PTAを対象にした研修会の実施</li><li>○保護者会の充実</li></ul>

### (4) 安全・安心な教育環境づくりを推進する

教育活動時や登下校時等における子どもの安全の確保は、学校において最も重要な事項です。地域や警察、町関係機関等との連携・協力のもとに、子どもの安全確保に向けた取り組みを推進します。

<b>重点 目標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○安全な教育環境の確立</li><li>○学校施設の補修・改善の実施</li><li>○安全指導の充実</li></ul>
<b>教育 委員 会</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○救急・救命訓練等の実施</li><li>○セーフティ教室<sup>※1</sup>の実施</li><li>○不審者、危険情報等の配信</li><li>○学校施設の定期点検と安全対策の実施</li><li>○学校施設の設備機能の更新</li><li>○防犯カメラの設置による通学路等の安全確保</li><li>○校庭芝生化の推進</li></ul>

学  
校

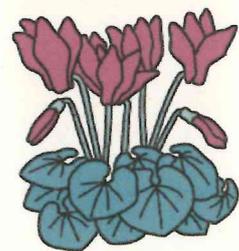
- 安全指導の実施（避難訓練、交通安全教室、不審者対応等）
- 危機管理マニュアル<sup>※2</sup>の作成
- 自転車登校者への安全指導の充実
- 登下校の安全指導の充実
- 地域の見守り活動の充実

※1 セーフティ教室 児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪防止教育の推進を図る取り組みです。

※2 危機管理マニュアル 町・学校及び周辺地域において危機事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、児童・生徒の被害の防止・軽減を図るため、危機管理対策の具体的な取り組みに関する基本方針を示し、教職員の共通理解を図るものです。



# 資料



## 瑞穂町教育基本計画策定経過

### 〈平成20年度〉

実施日		検討内容
第1回	6月 2日	趣旨説明 ・意見交換
第2回	7月29日	小中学校で育てたい資質と能力 ・心の教育の充実
第3回	10月 2日	家庭教育の役割 ・社会性の育成と地域の役割
第4回	12月19日	町の伝統や文化の継承に向けた取組 ・町づくりと人材育成
第5回	2月23日	中間報告案について

### 〈平成21年度〉

実施日		検討内容
第1回	5月18日	前年度の検討内容と2年目の方向性についての確認
第2回	6月19日	具体的な施策についての検討
第3回	7月17日	具体的な施策についての検討
第4回	10月26日	報告書の内容の検討「パブリックコメントに向けて」
第5回	12月21日	報告書の内容の検討「パブリックコメントに向けて」
第6回	2月22日	報告書最終案の説明・確認 2年間のまとめ

### 〈平成26年度〉

実施日		検討内容
第1回	12月16日	今後の方向性の確認と具体的な修正内容の検討
第2回	1月22日	具体的な内容の検討
第3回	2月 9日	自己評価と今後の方向性についての説明
第4回	2月26日	修正内容の説明と検討
第5回	3月26日	第1次後期教育基本計画の説明と確認

## 第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（素案）に関する

### パブリックコメントの実施について

#### 1 意見募集の概要

以下のとおり意見募集を行いました。

##### (1) 意見募集を行った期間

平成27年2月26日（木）～平成27年3月12日（木）

##### (2) 意見募集の周知方法

広報みずほ、町ホームページ

##### (3) 閲覧場所

町ホームページ、指導課窓口、図書館、武蔵野コミュニティセンター、  
元狭山コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター

#### 2 意見募集の結果

意見の件数 0件

第1次瑞穂町教育基本計画  
後期計画（学校教育）  
平成27年3月

編集・発行 瑞穂町教育委員会教育部指導課  
〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2475番地  
電話 042-557-6694

## 1 瑞穂町いじめ防止基本方針策定までの経緯

平成23年10月 滋賀県大津市 中学生がいじめを苦に自殺  
※ 瑞穂町教育委員会は、瑞穂町立小・中学校に対して総点検を行わせるとともに、校長会と連携し、地域・家庭とのつながりを強化するため、各学校が毎月発行する学校便りに「学校は、いじめは絶対許さない」のアピールを挿入する

平成24年7月  
文部科学大臣が「すべての学校・教育委員会関係者のみなさんへ」の文書を発出

平成25年2月  
第2次安倍内閣  
教育再生実行会議における「いじめ問題等への対応について（第1次提言）」

### 国（文部科学省）

#### □ いじめ防止対策推進法を策定

（平成25年6月公布、同年9月施行）

- ・ 目的 ・ 定義 ・ 基本理念 ・ いじめの禁止
- ・ 地方公共団体の責務 ・ 学校の設置者の責務
- ・ 学校及び学校の教職員の責務 ・ 保護者の責務
- ・ 地方いじめ防止基本方針の策定努力義務
- ・ 条例によりいじめ問題対策連絡協議会の設置
- ・ 附属機関の設置 等

#### □ いじめの防止等のための基本的な方針を策定

（平成25年10月）

- ・ 地方公共団体や学校が実施すべき施策 等

### 東京都

#### □ 東京都いじめ防止対策推進条例を策定

（平成26年7月公布・施行）

- ・ 目的 ・ 定義 ・ 基本理念
- ・ 対象（公立、私立の小・中・高校、中等教育学校、特別支援学校）
- ・ いじめの禁止
- ・ 「いじめ防止対策基本方針」の策定
- ・ 「東京都いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- ・ 「教育委員会のいじめ問題対策委員会」の設置
- ・ 「東京都いじめ問題調査委員会」の設置

#### 東京都いじめ防止対策推進基本方針

- ・ 基本的な考え方
- ・ 都及び学校の基本的な取組

#### 東京都教育委員会いじめ総合対策

- ・ 教育委員会の具体的な対策
- ・ 公立学校の具体的な対策

## 2 瑞穂町の取組・現状

### 瑞穂町いじめ防止基本方針の策定

（平成26年9月）

- ◎ 基本方針策定の意義
- ◎ いじめの定義
- ◎ 基本的な考え方
- ◎ 学校における取組
- ◎ 教育委員会の取組
- 「いじめ問題対策委員会」を教育委員会が設置
  - ・ 年3回開催（4月、9月、1月）
  - ・ 各校の管理職並びに担当者で構成
  - ・ いじめ防止に関する情報交換や対策を協議
- 「いじめ問題調査委員会」を教育委員会が設置
  - ・ 重大事態発生時に速やかに立ち上げ、町部局並びに 関係機関と連携を図り対応・対策を協議

### 瑞穂町立小・中学校全校が 学校いじめ防止基本方針を策定

（平成26年9月から12月）

- ◎ 定義
- ◎ 組織（いじめ問題対策委員会の設置）
- ◎ 基本施策及びいじめ防止等に関する取組
  - 人権教育・道徳教育の充実
  - 早期発見の取組
    - ・ 年3回アンケート調査の実施、必要に応じて個人面談の実施
  - 相談体制の整備
    - ・ 都スクールカウンセラー・町教育相談員の活用・連携強化し、児童・生徒に積極的アプローチ
  - 教員研修の強化
    - ・ 学期1回以上の校内研修の実施
  - 地域・保護者への啓発活動
    - ・ 学校便り、学校ホームページの活用、学校公開、道徳授業地区公開講座の開催
- ※ 本基本方針は、学校ホームページに全校アップしている

### いじめの現状・対策、対応

小学校（いじめの実態及び状況把握のための調査：7月実施）

<認知した件数> 9件  
<うち解消した件数> 8件

※ 1件は継続対応・指導

（主な認知状況）

- ・ 児童の訴え ・ 教職員の観察
- ・ 保護者からの相談

（主な対応状況）

- ・ 学校いじめ問題対策委員会の開催
- ・ 保護者との連携 ・ SCとの連携

中学校（いじめの実態及び状況把握のための調査：7月実施）

<認知した件数> 15件  
<うち解消した件数> 15件

（主な認知状況）

- ・ 生徒の訴え ・ 教職員の観察
- ・ 保護者からの相談

（主な対応状況）

- ・ 学校いじめ問題対策委員会の開催
- ・ 保護者との連携 ・ SC等との連携

- 教育委員会は学校に対して、いじめの認知状況及び対応状況について調査を行い、現状の把握をするとともに、統括指導主事、指導主事が学校を訪問し、児童・生徒及び学校の対応状況について直接確認するとともに、指導・助言を行っている
- 校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議等で学校いじめ防止基本方針の組織的取組の徹底や未然防止に係る児童・生徒理解の徹底について指導している